

昭和二十七年五月二十三日（金曜日）

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 八木 一郎君

理事 江花 静君 理事 青木 正君

理事 大内 一郎君 理事 鈴木 義男君

河野 謙三君 坂田 英一君

鈴木 明良君 橋本 龍伍君

平野 三郎君 松本 善壽君

竹山 祐太郎君 千葉 三郎君

井上 良二君

出席國務大臣

通商産業大臣 高橋龍太郎君

國務大臣 野田 卯一君

國務大臣 大橋 武夫君

國務大臣 岡野 清豪君

出席府政委員

行政管理局次長 大野木克彦君

農林政務次官 野原 正勝君

委員外の出席者

議員 今澄 勇君

専門員 龜井川 浩君

専門員 小関 紹夫君

五月二十一日

委員西村榮一君辭任につき、その補

欠として松岡駒吉君が議長の指名で

委員に選任された。

同月二十二日

委員吉米地義三君辭任につき、その

補欠として竹山祐太郎君が議長の指

名で委員に選任された。

同月二十三日

委員井上知治君、木村公平君、山口

喜久一郎君、山口六郎次君及び松岡

駒吉君辭任につき、その補欠として

平野三郎君、河野謙三君、玉置信一

君、坂田英一君及び井上良二君が議

長の指名で委員に選任された。

同日

委員井上良二君辭任につき、その補

欠として西村榮一君が議長の指名で

委員に選任された。

五月二十一日

軍人恩給復活に関する請願（尾崎末

吉君紹介）（第二九三六号）

同外八件（若林義孝君紹介）（第二九

三七号）

同外二件（三池信君紹介）（第二九三

八号）

同外一件（畠山鶴吉君紹介）（第二九

七二二号）

同外十三件（中馬辰猪君紹介）（第二

九七三三号）

元軍人老齢者の恩給復活に関する請

願（佐瀬昌三君紹介）（第二九三九

号）

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

自治庁設置法案（内閣提出第一九三

号）

地方制度調査会設置法案（内閣提出

第一九四号）

国家行政組織法の一部を改正する法

律案（内閣提出第二二〇号）

行政機関職員定員法の一部を改正す

る法律案（内閣提出第二二〇号）

保安庁法案（内閣提出第二二〇号）

通商産業省設置法案（内閣提出第二

〇六号）

通商産業省設置法の施行に伴う関係

法令の整理に関する法律案（内閣提

出第二二〇八号）

自治庁設置法の施行に伴う関係法律

の整理に関する法律案（内閣提出第

二二七号）

海上公安局法案（内閣提出第二三七

号）

農林省設置法等の一部を改正する法

律案（内閣提出第二三八号）

〇八木委員長 これより内閣委員会を

開きます。

本日は国家行政組織法の一部を改正

する法律案その他行政機構改革に関

する諸法案に關しましてこれを一括議題

といたし質疑を行います。質疑に入り

ます前にちよつとお諮りいたします。

それは本日の議題につきましても特に質

疑を行いたいとの申出の議員がござい

ますので、委員外の発言を許したいと

思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

〇八木委員長 御異議なければさよう

にとりからいます。

質疑は通告順にこれを許します。坂

田英一君。

〇坂田（英）委員 これから重大なる行

政機構改革に関する質疑をいたしたい

のでありますが、担当國務大臣であり

ます野田長官が見えておりませんの

で、この長官に対する質疑をいたした

いと存するものでありますので、出

席されるまで私の質問を留保いたしま

す。

ま閣議を終えてこの会場に直接参るは

ずに手配いたしております。農林政務

次官も出席でございますから、何か農

林政務次官に御質疑がありましたらこ

の際お願いいたしたいと思います。

〇坂田（英）委員 私は行政制度の機構

の問題につきまして、責任國務大臣で

あります野田國務大臣に御質問をい

たしたいと思ひます。

まず行政の制度機構を徹底的に簡素

化して、国政運営の能率化をはかり、

経費の節減をはかる必要のあること

は、いまさら申すまでもないのであり

ますし、さらに被占領状態からのがれ

て、独立国として再出発することにな

つたのでありますから、この情勢に即

応するよう、行政機構の改廃を行わ

ねばならぬことはもちろんであります

す。そこでまずお伺いいたしたいこと

は、今回の行政機構の改革によつて、

経費の面はほとんど節約になつてい

ないように思われるのでありますが、一

体その面はどの程度に軽減されること

になるのでありますか、この点をまず

お伺いいたしたいと存じます。

〇野田國務大臣 直接経費が節約され

るという点になりますと、今回の行政

整理については、人員の整理を主たる

目的としておらないのであります。

従つて今回の整理では、約三千五百名

程度の減員を求すにすぎません。従つ

て直接的にはそれだけの人員に関する

経費は節約できることに相なるのであ

ります。今回の行政整理につきまし

う点について、いろいろ御非難もあり

ますが、これはこの前の橋本行政管

理長官の時代にいたしましたの人員整

理と、今回の機構改革とは一体をなす

というふうな考え方、政府は進んで

おるのであります。そういうふうな

意味合いにおいて御検討願ひたいと思

ひます。なお将来の問題といたしまし

て、今後さらに行政審議会を設けまし

て、行政機構の改革、それから行政運

営の再検討、それから執務方法の改善

というふうなことをいたしまして、さ

らに国費の節約をはかつて行きたい、

こういうふうな考へておる次第であり

ます。

〇坂田（英）委員 経費の節減という点

については、行政機構の改革の場合に

おいて、経費を節減しつつ、しこうし

て国の行政の運営の能率化を逆うん

と高めて参るといふことを、国民は大

いに期待しておるのであります。今

回の場合、この経費の軽減はきわめて

僅少である、しかし将来の問題につ

いて、さらに検討を加えたいという御

答弁でありますので、この点は深く御

質問いたしませんのであります。し

かし経費の節減がわずかであります

も、そのかわり国政運営の能率化が期

せられるといふことでありますれば、

われ／＼も納得が行くわけでありま

す。能率化をはかるということに關連

いたしまして、終戦後何々委員会とい

うものがたくさんできましたが、審査

や裁定といった、委員会ややること

つにされたということは、国政運営上われ／＼は大いに賛成するものであります。しかしこれ以外にはあまり能率増進となるような改正がないように思われるのでありますが、この点をひとつお伺いしたいと存じます。また各省の仕事をみると、これは戦争前からの情勢であつたと思うのでありますが、行政機関相互間のいわゆるなわ張り争いが非常に多い。この争いのために、少からぬ時間と労力を空費しておる。一生懸命に働いておるようであつても、その内容を検討いたしますと、いわゆるなわ張り争いのためである場合が少なくない。そこでこの争いを少なくする、あるいはこの争いを早く、かつまた適切に解決できるような仕組みにすることが、きわめ重要な点であると思ふのであります。もちろん経済情勢や社会情勢が進行するにつれて、行政面もまた手が込み、これに伴つて行政事務も相互に入りまざるで来る、そのために行政機関相互間の争いも多くなる。それに仕事に熱心であればあるほど、争いもはげしくなるといふ一面も考慮しなければならぬのであります。しかし中央官庁における仕事の相当部分が、各機関相互間の争いに空費されておる場合が少なくない。地方自治庁と文部省との間の、教育費国庫負担問題を通じての論争のごときは、そのこと自体重大問題であるから、大いにやるがよろしい。しかし、そのよしあしを批判するのではないのであります。この種の争いのために、役所間の上から下まで、どれほどの時間と労力を費しておることか。これは一例にすぎない。水道施設に関しての、建設省と厚生省との間の折衝のごとき、

あるいは治山治水に関する建設省と農林省との折衝、あるいは港湾に関する建設省と運輸省との折衝のごときは、事ある際にはかなりこのために時間と労力を空費しつゝあるように思う。私どもは具体的にこれらの方々の事例を知つておるのではありませんが、要するに国政運営の能率化をはかるためには、これらの行政機関内部の、あるいは相互間の権限争いというものが、なわ張り争いというか、これををできるだけ少なくする、あるいはこれを早く適切に解決する方途が、行政機構改革の重要な点であると思ふのであります。かようなことを考慮に入れられて、今回の行政機構の改廃が行われておるのかどうか。これは根本的な問題であると思ふので、この点をお伺いしたいのであります。

○野田内閣大臣 たいだいお話のなわ張り争い、このことにつきましては、坂田委員も十分御経験のことだと思ひますが、これは官庁の事務運営におきまして、重要視しなければならぬ点であると思ひます。今回の行政機構改革につきましても、なるべく行政の体系をすっきりさせるといふことをいたしまして、なわ張り争いと申しますか、権限的な問題でいろいろ争ひが起るというこの少いように、くふうをいたしておるのであります。たとえば外局を内局化するといふようなことも、外局といふものは、御承知の通りに、現在の国家行政組織におきましては、本省から半独立の地位にあるわけでありまして、それを大臣次官のもとに一つに納めて、そうして他の部局と緊密に連絡し、また争ひが起れば大臣、次官がそれをさばいて行くといふような、

要するに最後のきめ手を持つ制度に改める、こういうようなこともいたしております。また委員会制度というやうなものが、とかく独立的な立場をとりまして、他との摩擦が絶えない、かつてにそれ／＼ふるまうといふやうなことにになりまして、行政が分裂するといふやうな傾向がありますので、これもあるべくさういふことを少くしたい。従つてやむを得ざるもの以外は、委員会というものを、なるべくこれを普通の官庁形式に直すといふやうな方法をとつておるのであります。しかしながら、今回の行政機構改革でなわ張り争いが全部絶えたか、また絶えるかといふことになりまして、私はなかなかさう簡単には参らぬと思ひます。御指摘のあつたように、いろいろと現在

共管事項があるものであります。共管事項の整理といふことをやらなければならぬと思つておりますが、共管事項の整理は、一つ／＼の問題について申し上げても、たいへん込み入つた事情があるものであります。従つて短期間に急速にやるといふことも、なかなかむずかしい点もありますので、今後第二次的に行います行政機構改革の一つのテーマといたしまして、至急この共管事項の整理といふことも考慮いたしたい、こういうふうな考へておる次第であります。なお私は機構の問題のみにとどまらず、なわ張り争いといふことにつきましても、役人の物の考へ方といふことをよほど改める必要があるのではないかと考へております。政治が制度を支配するのでありますから、政治がまず、なわ張り争いの觀念を捨て、そうしていろいろな方針をきめまして、そうして事務官僚を指導し、統制

して行くという方向に力強く行きたい、こういうふうな考へておる次第であります。

○坂田(英)委員 なわ張り争いの問題のごときものを解決するいろいろの方法について、今お話になりました外局を内局に収めるといつたやうなことであります。これはなわ張り争いをなくしたり、あるいは能率を上げるという意味において徹底したものではない、これらの行政については、後ほどまた御質問をいたしたいと思ふのでありますが、私の考へでは、非常にこの点が不徹底であつて、十分能率化し得ない。まだ機構が、ほとんどさういふ機構に残されておるやうに思ふのであります。この点はまた後ほど御質問をいたしたいと思ひます。

次に私が考へておりますことは、行政運営の能率化をはかるのは、やはり人の気持の問題である。機構をいかにかえても、役所に働いてる職員が、相互にびつたり行つて、気持よく働くやうなことになるかどうかが、いふことにかかると思ふのであります。明治の初期において、前田正名氏を中心となつて、興業意見書をつくつた。農業や商工業、産業、文化全般にわたるものであります。この中にもあります通り、法律や制度は死んだものである、これを運営するのは人である、人が一番大切であるといふことをいつておるのであります。私もまたつた／＼これに同感であります。今回の行政機構の改廃を見ますと、形式的で、品物を扱うやうな気持で扱われておるやうな気がしてならないのであります。あるいはこれは私のひがみかも知れませんが、これらの問題に関して

は、お尋ねしたい点がたくさんあるのであります。そのうち一点だけここで伺ひたいとおきたいと思ふのであります。すなわち戦前においては職員の給料は、局長、課長、係長といふやうな職制に關係なく、昇給、昇等することができたのであります。従つて技術官で、きわめて技術に有能な人であるが、課長、局長には適してない人であるといふやうな場合においても、その人は課長、局長にならないで、俸給や官等が同様に上り得るという制度であつたと思ひます。ところが現行法では、課長にならないと昇給がとまる、また局長にならないとそれ以上はとまるといふたやうなことになる。官等も同様であります。こ

ういふことになつて、技術に非常に堪能な人がくさつてしまふ。技術者でなくとも、課長の数に制限があるために、運の悪い職員は、課長になつた人といへんにそこに大きな俸給その他の違いも出て来る。生活に非常に現在困つておるやうな場合においては、特にそれがおもしろくない鬱陶氣をつくるのであると思ふ。これをなくするためには、課長の数をうんとふやさなければならぬといふたやうなことが、また逆に起つて来るのであります。かような制度を改善することが、行政機構改革に先行すべきであると私も思ふのであります。この点はいかがでありますか、まずこれをお伺ひたい。

またついでに、職員をして気持よく公共のために働くといふことが、行政の能率化の根本であるといふことの一例を、先ほど述べたのであります。

これらに関して、今回の行政機構改革については、いかなる考慮が払われておるものであるか、この点をあらかじめ伺いたいと思います。

○野田国務大臣 ただいまの質問は、職階制と機構の問題と言ひ得ると思ひますが、課長にならなければ、あるいは部長にならなければ、局長にならなければ、月給が上らない、こういう制度になつておりましたがために、いたずらに課長がふえ、いたずらに部長が設けられる、こういう結果を生じておることは御指摘の通りであります。私はこれは職階制の非常な弊害だと思つております。従つて政府におきましては、今後課長にならなければ、どんなに有能な人であつても月給が上らない、あるいは地位は課長ではないけれども、課長以上の俸給がとれるように、今後その人に相応した給料が得られるように制度を改めて行きたい、こういうふうに考へておる次第であります。

この点につきましては、御承知のように、現在の制度におきましては、人事院がこれを取扱つておるのであります。内閣と半独立した形になつておりますけれども、今後は国家人事委員会においてこれを取扱われるので、これと密接に連絡いたしまして、御指摘の点、こういう欠点のないように改めて行きたい、こういうふうに考へておる次第であります。

○坂田(英)委員 次に伺ひたいことは、行政の効率化ということももちろん必要であります。行政が公正かつ民生の安定向上、経済の自立発展、文化の向上発展、治安維持等に大いに役立つものでなければならぬ

ことは、これは申すまでもない。しこうして少しでも住みよい日本、住みよい都道府県、住みよい市町村を招来し得るのに、より以上役立つ行政機構たらしめねばならないことは、申すまでもないと思ひます。形式的に機構いじりをして事終れりとする考へは、戦時中の東条内閣においてすら、機構いじりは最も忌むべき政治家の悪趣味であり、悪い道楽であると言つたのを記憶しておりますが、今回の行政機構の改廃は、機構いじりであるという意見が相当多いのであります。これについて長官はいかに考へておられますか、この点をまず伺ひたいと思います。

○野田国務大臣 坂田さんの、機構いじりではないかというお話であります。機構いじりは現在の内閣におきましては、あまり好まないものであります。あくまで戦争中並びに終戦後の、どちらかというところアブノーマルの状態におきまして、複雑多岐に、あるいは龐大になつた行政機構を、今日ならば今後、独立をいたしました新日本の形態にふさわしいものにしようというところ、根本があるのであります。ただ機構いじりをするということ自体を目的としておるのではなしに、そういう大きな客観的な事態の変化に伴う官庁機構の調節といひますか、それに適合するような形にもつて行きたい、こういう大きな国家的な熱意から出ているという点を御了承願ひたいと思ひます。

○坂田(英)委員 野田長官の志しておられるところは、私もよくわかるのであります。現に今回行われておる行政改革につきましても、世間の輿論が、そういうふうになつておるように

思われるので、そういう意味からもう少し具体的に、その点を御説明願ひたいと思ひます。

○野田国務大臣 機構いじりというところは、客観的には、さうな必要がありまじいときに、あるいはある人のためにポストをつくるのか、あるいはある特定の目的でやるのか、ときには、機構いじりという言葉が当てはまるのではないかと思ひます。今日のごとき大変化は、日本歴史始まつて以来の大きな変化をしてゐるわけでありまして、従ひまして、そういう事態が未曾有の大変革をしておるときに、それにふさわしくやはり行政機構を調節して行くというところは、これは大きな国家のやるべき仕事ではないか、こういうふうに分るわかつていただけるとは思ひます。決してある特定の目的のためとか、あるいはある特定の人のために、ある特定のグループのためにするとかいふようなことは、今回の機構改革には全然考へていない。大きな国家目的、いわゆる客観的な事態の変化に伴う調節というところに、ねらいがあるという点を十分御了承願ひたいと思ひます。

○坂田(英)委員 今の長官のお志はよくわかるし、その通りであると思ふのであります。その点については、何も申さないものであります。現在やつております行政機構というもののうちで、ある部分については、機構いじりのように思われるものもあると私もには考へられる。しかし一般的にそういうふうな輿論が行われておりますために、具体的にそういうことではないかというところを、はつきり申していただきたかつたのでありますけれども、

その次の質問に移りたいと思ひますから、この点はその程度にとどめたいと存じます。

今日日本の状態を見ますに、真剣に各段階の行政が正しいかといふこと、この点を重視しなければならぬと存じます。これは申すまでもないことであります。私は中央政府の行政を見ますと、もちろんこれは正しくないこともたまにはあると思ふ。完全無欠であるというところは言いがたいのであります。今日府県の行政よりも、はるかに正しい行政が行われておると思ふ。それは東部における輿論、批判家、学者、政治家、実業家等、そうする多数の人々の監視の下に立つて行政が行われておりますために、不正は比較的少いように思われるのであります。また市町村は住民の目がよく届くために、これもまた一部に悪が行われましても、おのずから限度があります。ただ府県の行政の現状を見ますと、すべての府県の行政がみな悪いというわけではないけれども、市町村のように住民の目が届かない。また中央政府の行政のように、そうする多数の人々の批判もほとんど行われぬ。そのために府県の行政には、住民の批判も少いし、また外部からの批判も少い。批判のないところにどうしても腐敗が起ります。従つて一部の府県の行政には、非常な社会悪が行政の面にはびこつてゐることを、よく重視しなければならぬ段階であるのではないかと存じます。国庫補助を申請するために、橋梁、道路を故意に破壊するような県の行政はまだよい方であると、断言し得るようなところまでに立ち至つたとしたら、たいへん

なことであると思ふ。民族の滅亡の糸口がここから起るときと思はれるのであります。府県の自治体のあり方を、中央行政機構よりも先に手をつけなければならぬ。これこそ緊急事である。やつてもやらなくともいふような行政機構でお茶を濁すようなことであつては、心外にたえぬのであつて、もう少し日本のほんとうの現状を見たならば、地方行政の改革によつて民族滅亡の糸口を早くふさぐようには、真剣にならなければならぬのではないかと。行政官庁長官は、私の言わんとすることを真剣にお考えの上、まずこれを伺ひたいのであります。

次にまたこの問題に関し、行政官庁は、十分かかる自治体を正しい方向に持つて来るように活動できる機能があるかどうか。機能がなくとすれば、今回の行政機構改革で、この点が考えられておるのかどうか。考へられたとしたならば、どういふふうに変更されたのであるか、これを承りたい。

三番目には、管理庁にその機能がなくとすれば、どこでこれを行うのか。私の行政官庁に期待するのは、このことが最も大きいのであります。これがなくとすれば、行政官庁は単に將來——現在そうであるとは必ずしも申すのではありませんが、将来単なる機構いじりをする行政機関に化するおそれがあると思ふのであります。害あつて益なしと思ふのであります。害あつて益なしと思ふのであります。これに關して野田長官はいかに考へられるか。この三つの点についてお答えを願ひます。

○野田国務大臣 新憲法のもとにおきまして、地方自治というものが、高ら

かに叫ばれるようになりましたこと
は、けつこうであります。その地方
自治がともすると、ただいま御指摘に
なりましたような弊害を生む傾向もあ
るのであります。この点はわれわれ
としても、いつもこの問題につきまし
ては、注意を払っておるのであります
が、地方自治は、たとえば市町村の行
政でありますれば、市町村の住民と直
接関係の深いことが多いのでありまし
て、また日常目の前に見ていることが
行われておるのであります。従いまし
て、批判的に見ますと、もし市町村民
がよく自覚するならば、自分たちの日
常の生活に密着した事柄が行われるの
でありますから、十分批判ができる、
こういう見方もあると思うのでありま
す。国政であります、たいへんむず
かしい大きな問題でありますから、よ
ほど専門的な知識がある、あるいは特
殊な機能を持つていないと、十分な批
判ができないが、市町村のような卑近
の行政が多い場合におきましては、市
町村民がよく自覚すれば、いい政治が
行われる、こういう考えも一面あると
思うのであります。このような点につ
きましては、一面においては、制度上
の欠陥を是正しなければならぬと同
時に、一般の市町村民が自分たちの政
治をよくする、こういう市町村
当局、並びに議会というものを十分監
視をいたしまして、りつばな市町村行
政を行わしめる、こういう方向へ行か
なければならぬのじやないかと思つて
おります。しかしながら制度といたし
まして、あまり中共と地方が離れ過ぎ
まして、中共の考えでいることと地方
の考えでいることが背馳する。その間
いにろ／＼とおもしろくない現象が起

るということにつきましては、制度を
改革する場合には、十分反省をする必
要があると思うのであります。今回の
行政機構の改革にあたりましては、こ
の点については、相当政府としては考
慮を加えておられ、御承知のように、地
方自治庁、それから地方財政委員会と
いうものを合併いたしまして、自治庁
というものをつくりまして、その自治
庁の長官は、御承知のように国務大臣
がこれに当るというようなことになら
しまして、今までやや地方財政に對し
ましては、不随意筋のようになつてい
た組織を、やや随意筋のようになして
行く。この面を通じて、相当大き
な効果があげられるのではないかと、こ
ういうようなことを考えておる次第で
あります。なおその他の詳しい点につ
きましては、所管大臣であるところの
岡野大臣より、もつと詳細に御説明を
願つた方が適當かと考えております。
○坂田(英)委員 私は今長官のお話に
なりました通り、自治の問題につい
て、市町村の方は住民の目がよく届く
から、悪が行われてもおのずと限度が
ある。中央の行政機構は、いろ／＼の
そう／＼たる多数の人々の監視のもと
に行われておるからして、そんなに大
きな悪がない。ただ県の自治体が、市
町村のように住民の監視も少し、ま
だ批判する多くの者もないというよう
な関係から、市町村の自治はそんなに
心配しないのであります。県の自
治、県政というものを対して、私は非
常に心配をしておる一人であります。
これを今にして直さなかつたならば、
私は決して極論を言うのではないが、
民族滅亡の糸口をつくりつつあるとい
うことを、深く信するものでありま

す。従つてこの問題に對して、どうい
う方法ではつきりとできるかというこ
とを、行政機構の問題に關連して、こ
れは当然考へておかなければならぬ緊
急事であると思う。中央のいろ／＼の
局部をどうするかというふうな問題
は、これは大して日本の将来に關係が
ない。ただ府県の行政というものをど
うするかということがあつてこそ、こ
れは眞の行政改革である。こう思いま
すがゆゑに、この点をもう一ぺんお答
え願ひたいと思ひます。
○野田国務大臣 府県の行政について
お話がございましたが、府県の行政に
つきましては、御承知のように、現在
は地方自治庁のほかに、地方財政委員
会というものがあつて、財政面に
おきましては、地方財政委員会の方が
権能を持つておるというふうな状態に
なつておるのであります。御承知のよ
うに、現在では、中央政府が地方自治
体にある程度のインフルエンスを及ぼ
し得るチャネルというものは、財政を
通じて行われておるわけでありませ
うが、その財政が地方自治庁には権限が
ないのであります。そこに大きな問
題が存在しておると思つたのでありま
す。この点は今回の改正におきまして
改められることになりました。
なおその他国からいろ／＼と補助を
受けておる地方団体、府県の行政がう
まく行つていくかどうか、適正に行つ
ていくかどうかという点につきまし
て、今日行政監察制度を拡充いたしま
して、その面からも十分に見て行きた
い、こういうふうな考へる次第であり
ます。
○坂田(英)委員 どうも長官のお答え
には私は満足ではありません。満足で

ありませんけれども、私はさらにお答
えを願つてもう少しあります。ただこ
の府県の行政という面を眞に改革する
という熱意をもつてほしい。この熱意
があれば眞の形ができる。形式的ない
ろいろなそういう改革では、この府県
行政の悪を是正することは絶対にでき
ないと思つておられます。この問題
はきわめて重大な問題であつて、中央
の行政機構の局をどうするかといつ
たような問題のごときは、単なる小さ
な瑣事であり事務的の事柄である。こ
の府県の行政をいかにするか、現在非
常に悪に染まりつつあるところの府県
に現われつつあるこの現状を直視する
ならば、この問題に對してメスを入れ
なければ、絶対に日本の将来の再建の
ためにするところの全般的な行政機構
の改革ではない、かように私は確信す
るものでありますけれども、これ以上
お答えを求めたものではありませぬ。
次に御質問申し上げたい点は、正し
い行政が必要であると同時に、民生の
安定向上、経済の自立発展に役立つ行
政でなければならぬことは、これは何
もことさら申し上げるまでもないので
あります。この観点から見まして、今
日の社会情勢を見ますに、都市等に
ける中小企業者は最も困窮しておる。
私の郷里石川などを見まして、絹、人
絹等の中小企業が不振であるために地
方都市の不況ははなはだしい。これに
對する対策こそ急務である。民生安定
の上からだけでなく、輸出増進等、国
民経済の発展から見ても、中小企業の
安定と向上が基本問題である。基本問
題であるにかかわらず、今日までの施
策は残念ながらまことに貧困である。
もちろんこれはむずかしいこともある

と思うのであります。これに早
急に施策を施して実行に移さなければ
ならない。かかる情勢にあるにもか
かわらず、これが振興育成に關する行政
機構を縮小して、その重要性を閑却す
るような感じを中小企業者に与えた
けれども、その心理的影響は思い半ば
に過ぐるものがある。(その通り)い
わんやこの行政部門こそは、大いに施
策し実施することを全国民が期待して
おるのではないかと。中小企業庁を内局
にして、一年の経費は一体どれだけ節
約できるものであるか、どれだけ行政の
能率があがる見込みであるのか、この
点をお伺ひいたします。
○野田国務大臣 中小企業のおが国経
済に占める地位の重要性については、
私も十分理解を持つておるつもりであ
り、また内閣といたしまして、この
問題はきわめて重要視しておるとい
うことは、はつきり申し上げておきま
す。今回の行政機構改革に關連いたし
まして、中小企業庁が内局の中小企業
局になつたといふことは、中小企業を
軽んずるのではないかと、中小企業を
ようであるが、そういう考へは全
然持つておらないのであります。む
しろ今までよりも積極的に責任を持つ
て力を入れて行きたい、こういう考へ
を持つておるのであります。特に現在
の国家行政組織法におきましては、庁
といふもの、外局は、本省から離れた
ものであります。これは戦前の外局と
は違つておりまして、本省から離れた
ものであり、かなり独立性を持つてお
るものであります。むしろこうい
う重要な問題は、本省のものとして、大
臣、次官以下がすべての熱意をここに
投入する、そして關係の各局と密接

なる連関を持つてやつて行くべきだと考えるのであります。これを内局にするというところは輕視するというところではないのであります。あくまで中小企業が通商産業省の他の部局と非常に関係の深い仕事であり、また大臣、次官以下がこれに全力を傾ける仕事である、こういう意味合いにおきまして内局にいたしました。これは外局にすれば何か重要視するというようなことは、昔はそういうことがあつたかもしれませんが、現在の行政組織法では、外局ということはおもしろく本省から離すという意味を持つておるといふふうになつて来ておりますから、その点を十分御了解くださいまして、われ／＼もちろん一般に対する啓蒙運動が足りないという点もあるかもしれませんが、この点につきましては、十分今後努力をいたしまして、決して内局にすることを輕視することではないということをお断言いたします、かように考えております。

○坂田(英)委員 これに關して関連質問があるようでありますから、私はこの程度にとどめますが、ほんとうにこの中小企業の振興発展というところは、最も大切な中間階級を育成いたして参るということであり、また全産業の不況はここから来るのでありますから、これに非常に重点を置かなければならぬことであり、のみならず輸出産業の基本でもあるという点からいたしまして、中小企業に対する施策をさらに一層強力なものにして参らなければならぬことは、現内閣の方針でもあると存するのでありますし、従つてまたこれに對してこれを担当する行政機構については、十分お考えを願わなければならぬことであると存じます。

さらに次に御質問申し上げたい点は、現在最も重要な問題は、国内生産増強によるところの食糧の自給率の向上をはかることとあります。これがための方策はいろいろありますけれども、その根幹は何と申しまして用排水、開墾、干拓、客土等の土地改良、土地の自然的条件の改善であるといふことはいうまでもないのであります。わが国は年々二千万石程度の食糧を輸入し、金額にして一千数百億という龐大なる輸入負担を食糧に振り向け参つておる。もし食糧生産の状況を現在のままに放任するならば、輸入を必要とする食糧の量は、人口の増加に伴ひ増加の一途をたどり、昭和三十五年においては三千九百万石、価格にして二千五百億に達するであろうと推測されるのであります。これはたいへんなことであります。かかる場合、鉱工業資源に乏しく、外国依存度の高いわが国の工業においては、でき得る限り食糧輸入の負担から免れて、工業原料を輸入しなければならぬ、この努力が絶対に必要である。工業発展、輸出振興をはかる上においても、食糧の輸入に多額のドルを支払わなければならぬことから脱却しなければ、工業並びに輸出の発展もまた期し得ない、さらに根本的には、食糧は国民生活の死命を制するものであることは多言を要しない。甲の国から食糧を買つて、その国にこびを売り、乙の国から食糧を輸入して、その国にこびを売るといふような状態になりました場合に、どうしてこの日本民族の独立ということが考えられるでありましようか。かような意味において、この大切

な食糧を充足するための基本方策であります。土地条件の改良、すなわち土地改良事業こそは現下最も重要でありまして、わが党の現吉田内閣におきましても、この線に沿つて土地改良のためには、特に昨年に比し、災害を含めて百七億圓を増額しておる。今後さらにこの経費を増額して五年計画をもつて、この食糧の自給率向上のための大計画を實行するという覚悟をもつて進んでおるのであります。農家もまた土地改革によつて、土地が自分のものになり、改良したい熱望を持つておられて、わが党の吉田内閣のこの施策に對しては、農民各位は非常に歓迎し、協力いたしておる現状であります。しかるにこの非常に大切な事業に關する行政機構を縮小するといふことは解し得ないことであります。野田長官はいかなる事由によつて、かような縮小を企図せられたのでありますか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○野田國務大臣 ただいまいろいろと食糧増産の重要性をお話がありました。私が、私はまったく同感であります。現在の日本としては、食糧増産に大いなる力を尽さなければならぬし、またそれがため治山治水等についても大いに力を入れなければならぬといふことにはまったく同感であります。しかしながら、それと同一問題とは——私先ほど申したように、これを實行する機構を内局化すると、これを内局化するといふことは、むしろ大臣みずからの責任においてこれを断行する、こういうことをはつきり出して来ておると思ひます。今回の行政機構改革を通じてごらんになりますと、御了解願ふと思ひます。

が、大体外局は本省から離れて半独立ということになるので、従つてそれだけ大臣との関係は内局とは少し違つて来ておる。人事権なんか全然大臣は持たないわけでありませう。こういうわけで、半独立になるわけでありまして、こういうことをするよりも、大臣、次官あるいは政務次官の系統がつちりと組んで、この問題に体当たりで行くといふことにした方が、むしろより能力が上り、効果は上がる、こういうふうになつて、これは考へておるわけでありませう。でありますから決して問題を輕視しておるわけではなく、それにもつと有効適切に力強く行きたい、こういう考へから来ておるのであります。これはありませぬので、その点はどうも誤解をなさぬようにお願いしたいと思ふのであります。

○坂田(英)委員 野田長官から外局を内局にされたという御説明をいただいたのであります。農地局は現在外局ではないのであります。この農地局を今回の行政機構改革によつて機構が縮小されておるといふことは、この重大なる事業を、しかも五箇年計画をもつてさらに食糧の自給率を増強するところの大計画が、現内閣の手によつて行われんとするに、いさゝかこの農地局と局といふものを、いわゆるこの行政を担当する機構を、縮小するといふ理由がわかりません、こう申したのであります。そうしてこの問題については、先ほど申しましたように、農民も現内閣に對して非常なる協力をいたしておりますゆへにも、食糧増産に吉田内閣が全精力をあげておるといふことのためであります。これはさう言つても過言ではないと思ふのであります。従つてこういう機構改革が伝わるや、農民に及ぼす影響は非常に大きく、耕地に關するいろいろな団体を通じて、その他の農業諸団体を通じての農民の要求はどういうところにあるかと申しますと、このわれ／＼の土地を改良するために最も必要なるところの農地関係の行政機構を縮小してもらいたくない、拡大してもらいたくないといふこと、その点から現在の行政機構改革に農民が一致して反對しておるのであります。農民のこの熱烈なる要求と、この反對を押し切つてまで、この機構を縮小しなければならぬといふことは、どういふ理由であるかといふことをお聞きしたいといふことを申し上げたわけでありまして、もう一度この点に明確なる御答弁を願ひたいのであります。

も、政府の意図というものがおわかりいただけるのではないかと。決して軽視はしておられないというように御了解願いたいのであります。

○坂田(英)委員 どうも御答弁が、わかつたようでわからぬのであります。この農地局の行政機構を縮小する意思ではない。これを拡大しても縮小する意思ではないという御答弁であるのかどうか、その点をはっきりと御答弁を願いたい。

○野田國務大臣 農地改良の仕事は政府は輕視をしておるとか、これを輕んじておるとかという意味ではなしに、農地改良というものは一生懸命やろうという意思を持つておるのだ、こういうことを申し上げておるのであります。

○坂田(英)委員 農地改良のこの事業がきわめて重大なる事業であることは、野田長官からお答えを得なくても、現内閣がすでにその重要施策として、またしかも最近五箇年計画をもつて、これを徹底的に計画を拡大して進めて行くということがきまつていゝる以上は、これが重要であるといふことを、あなたからお聞きすることを私は御質問しておるのではないのであつて、この大きな重大なる仕事を行いまする機構としては、現在の農地局の機構では不十分であると私は信じておるものであります。その不十分であると信じております機構を、さらに縮小しておるのであるがゆゑに、これは現在の吉田内閣の方針と相反するものではないかと思ふのであります。

(その通り)と呼ぶ者あり)私が野田長官にお伺いする点は、先ほどもお話がありましたように、この機構を縮小するのではない、これを拡大すべきであ

つても、縮小すべきではないというお答えであるのかどうかといふことをお聞きしておるようなわけでありませう。

○野田國務大臣 機構の問題と今の仕事の問題の関連でありますから、この問題はきわめて重要であります。金額もふえております。しかしながらその金額がふえましても、なるべく人を有効に使つて、そしてさらに能率を上げてもらつてその仕事の完成をはかる、こういうふうな今回の機構改革はやつておるのであります。これは単に土地改良のみならず、治山治水の問題にいたしまして、あるいは電源開発の問題にいたしまして、みんな今力を入れておるわけでありまして、そういう方面につきましても若干人のいゝる部分はあります。あるいは機構が全体から見ますと若干人の減る部分もあるわけでありませう。これは省全体としての問題に力を注いで大いにがんばつてもらう、こういう趣旨から出ている点を十分に御了承願ひたいと思ひます。

○坂田(英)委員 長官の御答弁はどうも私にははつきりしないのであります。が、さらに角度をかねて御質問したいと思ひます。建設省における工事分量と農地局における工事分量とを比較いたしますと、昭和二十七年年度において、一般公共事業災害復旧費、北海道開発庁の分等を合して、建設省の工事分量は六百九十三億余円でありまして、農地局のただ一局の事業分量は、金融を加へまして四万六千三百億、すなわち建設省一〇〇に対して農地局の工事分量は六八％、約七割に当るものであります。しこうして事業分量は以上のような割合であるにもかかわらず、建設省と

しては管理局、河川局、道路局、都市局、住宅局の五局で分掌しておるのに、農地局は一局で三部によつて分掌されておるのにすぎない。これに對して、さらにこの部制をなくして次長一人を置くという程度であつては、建設省と農地局との事業分量を比較し、その機構を比較しただけで、すなわち建設省は五局、農地局は単に一局で三部で分掌しておるということと比較考量しただけでも、まことにふしぎ千万といわなければならぬ。かように比較考量して行政機構を簡素化する場合において、建設省の機構を農地局の事業分量に比例して局を半減するやうなことが、事業分量だけから見ると言ひ得るのではないかと、かように私は申すものであります。しかしかく申す私としても、何も建設省の局を半減すべしなど主張するものでは決してありませんが、ただ国策の基本である食糧増産の有力なる方法であります土地改良を主眼とする農地局は、これは縮小してよろしいといふことが、どうしても私にはふに落ちかねるものであります。がゆゑに、建設省との比較においていかにお考えになりまするか、お答えを願ひたいと思ひます。

○野田國務大臣 金額だけの比較を今されましたが、金額だけの比較は私にはかなりいゝ／＼なことを考慮に入れたら、差引しませんと、簡単に申し上げかねると思ひます。従ひまして行政機構全体といたしましては、各部局が十分なる仕事を持ち、十分なる能率を上げてそれを実行するといふ点に重点を置いて、人員等の配置をいたしておるわけでありまして、これはただ、ただいまいおつしやいましたように、金を

使わぬ役所もあるわけでありまして、また金を使うだけでもないかぬと思ひます。將來は、もちろん行政機構というものには固定的なものではありません。で、仕事の内容をよく見て、どうも仕事量が、片方はよく手を入れる、片方はかぬといふ点については、行政管理庁はふだんの点から行政警察もいたします。またこちらの議會の方においてもよくごらんになるだらうと思ひます。そういうものの結果を集積いたしまして、漸次必要なる改良をはかつて行く、こういうことは当然やらなければならぬと考えましても、そういう点を絶えず反省をいたし、絶えず改良して行くように努めておるわけでありませう。この点御了承願ひたいと思ひます。

○坂田(英)委員 野田長官の御答弁について、ここで詳しくいゝ／＼なものを比較して申し上げる時間もございせんので、これ以上申し上げかねるものであります。とにかく事業分量と先ほど申したのであります。が、さればといつて、私は何も建設省の縮小を主張するものではないと思ひます。その点は誤解のないように御了承願ひたい。ただ建設省と農地局の事業分量を比較した場合において、金額にしても先ほど申しましたように建設省を一〇〇としたしまして七〇％程度であります。その内容はいかがかと申します。ならば、さらに概略申し上げます。と、農地局には土地改良といふ、いわゆる公共事業、非公共事業、災害復旧等の工事、その工事そのものの中においても、灌漑排水工事、あるいは客

土、農道の工事、あるいは開拓、開墾、一つの地帯においても、湖を埋めて農地にするといつたやうな大きな干拓事業、そういうふうな事業分量が七割も占めておるということのほかに、仕事の内容もきわめて多岐で、たくさんな内容を包含いたしておるのであります。しかも農地局には、土地改良といふ土木事業のほかに、制度の問題を含んでおるのであり、いわゆる小作争議の調停等の小作問題、農地改革に関する残れる事業、自作農の維持、開墾、建設工事後の入植及び營農の指導、農業水利に関する企画調査、土地改良区の指導、土地改良に関するいゝ／＼の金融問題、交換分合の指導問題といつたやうな一つのグループがあるものであります。このグループは土地改良といふ、いわゆる土木工事とは関連の深いものであり、両々相手を携へなければならぬことであるが、仕事としてはまた違つたグループであります。こういうものを包含しておる。しかもこの土地改良そのものにおきましても、ここに仕事を始めてよろしいといふたやうなことを一貫作業的に計画を立てて、その計画を立てるためのいゝ／＼の調査をする、それらのものの一グループがあるのであり、その計画を受継いで、建設といふいわゆる実行に移す一つのグループがある、こういうやうなことで、最小限度どうしても三つのグループが在るものであります。これらの事業の実態を把握せずして、いたずらに一つの局に半減して、そうして次長一人を置いて事を糊塗しようとするがごときは、これは形式論にとらわれたものであつて、真に日本の再

建を思い、真に食糧増産の重要性を思ふものではない。真に食糧増産の必要を感ずる以上は、これらの行政機構に對して十分なる考慮を払ふはずであると思ひますがゆゑに、この問題は私は簡単に済ませない問題であると思ひますので、御答弁は、もし御都合が悪ければよろしくごさいませけれども、これはよくお考えを願ひなればならぬ点であると存じます。

○野田國務大臣 私行政機構の問題についていつも考えさせられるのでありますが、ただいまグループが三つあるというお話でありましたが、われわれが役所に入つたときは――私は実は昔のことを言うわけではありませんが、坂田さんもお入りになつたころだと思ひますが、大抵一局二課主義――そのときの内務省に何局あつたか知りませんが、大体一局二課主義でありまして、そのころの課長はいわゆる大粒の課長で偉かつた。ところがこれがだんだん細分化されて、先ほど御指摘がありまして、職階制の線から課長にしないといふ月給が上らぬといふ点もあつたのでしよう、だん／＼小粒の課長がふえて、そうしてばらばらになつておる。もし課長がもつとしつかりしておれば、もつと少くても落むのではないか。昔の係長がやつておつたようなことを今課長がやつておるというところは、私が申し上げるまでもなく、坂田委員御存じだろうと思ひます。こういつたところにメスを加へませんと、なか／＼行政機構の簡素化はできないわけでありませぬ。私はあえて昔のことを言ひ出すわけではありませぬが、過去の日本の例を見ましても、仕事はやはりなるべく簡素にして、そ

うして粒を大粒にして行きませんと、仕事に分散して、はん／＼ばかりふえるといふことになると思ひます。で、根本的な考え方にとつて御同調を願ひたいと思ふのです。

それからもう一つは、官庁のやる仕事の限界であります。私も役人を何十年もやつて来て思うのであります。が、もし官庁が仕事を取上げてやること、これは無限に出て参ります。従つて民間に仕事をなるべくやらせて、官庁がやる仕事をなるべく少くするといふことであると思ふのです。これはなるべく注意しませんと、民間の人に言ひませすと、役所にやらせる方が都合がいいといつてもたれて来る。この役所にもたれて来るのをみな引受けてやつております。仕事が非常にふえて来る。

民間でできることは民間でやつてもいいと思はれることは民間でやつてもいい。役所でないければできないこと、役所にふさわしいことだけに限定する、特に農林省あたりは全国で三千万も四千万も農民を控えておるのでありますから、ことごとくこれに應じて仕事をたくさんふやすといふことになりませぬ。雇大な役所でないければ追いつかぬといふことになりませぬ。なか／＼かぬといふ点もあらうと思ひます。なので、それを十分お考え願ひたいのであります。これはただ農林省の仕事ばかりでなく、通産省としまして大蔵省としまして同様の問題があるのであります。役所はなるべく民間でできることは民間にやらせてアドヴァイスをするといふことにしなければ、行政機構はもう雇大になつて収拾がつか

なくなるのではないか、こう思うのであります。この点は十分御了承を願ひなければならぬのではないかと思ふのであります。

○坂田(英)委員 今野田大臣が仰せられた通り、私もでき得る限り経費を節約して簡素化して、そうしてなおかつ能率を上げたといふことを念願しての行政機構の改革を望むものであります。さういふ意味からして、先ほど来全般的な御質問を申し上げておるわけですが、こういうものが現在の行政機構から行きますと、どうも徹底したところがないように思はれる。そういふ際において、農地局だけが今言つたように事業分量が建設省の七〇％を占めておる。建設省は五局でこれを分担しておる。農地局はしかも金額の分量だけであつて、内容そのものがきつめて複雑多岐をもち、しかも事業分量の多い農地局といふものと比較したしましただけでもいかにこの行政機構の改革の際においては、農地局の問題は考えなければならぬかといふことを十分お考えを願ひたい、そう思ひます。しかもこれがきつめて重大なる国家目的を達成するところの機関でありますだけに、この点は十分に御了承を願ひなければならぬと思ふのです。私はこれらに對してこれ以上御答弁を求めめるものではないと思ひますが、私はどうして日本の再建のために、日本の食糧自給達成のために、われ／＼民族の生活上安定のために、今申しましたように建設省の七〇％を占めておるところの事業分量をもち、しこうしてこの内容も複雑でありますこの重大なる問題を實行して行きますところの行政機関としては、これは単に口先で何と

か言うのでなしに、腹の底からこの重要性を認められて、そうしてこの行政機構改革に際して悔い後悔を残さぬように再び御考慮を願ひたいといふことを希望しまして、これ以上この問題に對して御答弁を必要としない、この存じます。さういふに御了承願ひたいと思ひます。

次に私として御質問申し上げたい点は、農林省の機構に關して、食糧庁と林野庁とを、外局から内局にいたしておるのに、水産庁だけを外局に残しておる。しかも林野庁のときは国有林、民有林に對するすべての行政をつかさどり、営林局を地方に持ち、関係人員は二万二千五百五十人、しかもこの兩者を加へますと、十二万余人に及んでおる。水産庁の方は千五百余人、この林野庁は比較にならない雇大なものであります。しかもその内容はこれまたきつめて複雑多岐であります。これはいたゞに複雑にしておるのではない。これらに對しては同僚委員の方からも質問があると思ひますから、私は深くこれに入る質問をいたしませんけれども、かような質問をいたしません移して縮小するといふことは、一休いかなる理由によるのでありませう。聞くとところによると、水産庁を残したのには、水産省を設置する運動があつたからであるといふこと、これはやがて、もしさうであるとするならば、これからあらゆる意味においての弊害が出るのではないか。省を主張しておきさえすれば、その次には庁として残るとか、いろいろなことを考へるとまことに残念であります。かような点に對して林野庁を何がゆゑに外局から内局に移したものであるか。水

産庁と比較しての御答弁を願ひたいと思ふのであります。

○野田國務大臣 林野庁、食糧庁を廃止いたしましたことにつきましては、先ほど申しましたように、今度の行政機構の簡素化のねらいをいたしまして、外局といふものは審判的性質を主とするものと云はれるものでありまして、そのほかの一部は内局として大臣直轄のもとにその行政の責任分担を明確にして強力にやつて行く、こういう趣旨に出ているのであります。この点におきまして林野行政は他の農業行政と密接不可分の関係にあると言ひられております。従ひましてそれを内局といたしまして、大臣直轄のもとに他の農業部門と合せて施策を進めて行くことが適當でないか、こういうふうにご考へるのであります。それに従つて人間の数をいろいろおつしやいましたけれども、人間の数から申しますと、林野庁の人数は二万くらゐだと思ひますが、同じく内局になりました大蔵省の国税局の陣容は六、七万に上つておるわけでありませぬ。こういう点も十分検討してやつたわけでありまして、その点誤解のないようになつておる。仕事はあくまで重要視します。外局にするといふことは先ほど申しましたように、現在の国家行政組織においては半獨立にするといふことでありまして、これはやはり林野行政といふものを大臣ががつちりと握つてからでよいのではないか。そして他の行政関係と密接不可分な関係においてやつた方がよいのではないか、食糧関係においても同様です。それから水産庁においては、水産が他の農林関係とはかなり離れておりまし

て、精神的には分離したしておる。この点につきましては分離してないという方があるかもしれませんが、食糧という点においてはむしろ関係がかなり薄いが、他の農林行政との関係がかなり薄く、これは私が行政機構改革を企てたときに、あらゆる人から、その審議の過程において関係が薄いということを開かされたのであります。私もそうであると思う。大体信じているわけでありまして、御承知の通り水産委員会というものを初めておつくりになりましたというふうな状況でもあり、さつき水産省を設けると言われましたが、これも実際そんなことはないのだと思ひます。けれども水産というものが農林行政から相当離れておるということでありまして、おそろく議会で多数の人の署名をして参議院にあげられまして、長らくの間審議されておりましたが、今回の行政機構改革がありまして、一応取下けになつておるやうなわけでありまして、沿革的に申しましても、水産は今まで相当別個に取扱われておる、こういう関係になつておるのであります。そういう点もあり、農林省の考え方といたしましては、これだけはひとつ別にしてもらいたいという意思表示もありまして、かれこれいろいろ勘案した結果、水産庁というものは一応例外的に庁として残した、こういう関係になつておるという点を御了承願ひたいと思ひます。

○坂田(英)委員 林野庁その他についても、なお同僚委員から質問があつたと思ひますから、あまり長く御質問いたしたくないのでありますが、農林大臣が見えるかと思つて質問いたしたいと存じておりましたけれども、お見えになりません。ちやうどそこに政務次官がおいでになりますので、やむを得ず政務次官に質問いたしておきます。まず私は先ほど野田長官にいろいろ御質問申し上げておつたのであります。食糧増産の行政機構として最も重大なる機關であります農地局をかくのごとく縮小されて、はたして吉田内閣の食糧増産計画、しかもその根幹をなすところの土地改良というものを十分これによつて達成し得られるかどうかというのを私は農林大臣に聞きたかつたのであります。どうして来られないから、このことを行ひます上において政務次官として非常にむずかしいものであらうと思ひます。御答弁がやりにくいならば、しいて私は求めないのでありますけれども、こういうような縮小された機構において、土地改良事業の五箇年計画を拡大してやつて行けるしつかりした確信があなたにはあるのか。われわれに安心できるように、何も君心配するなと言ふくらい自信があるのかどうかというこの御所見を求めたい。

○野原政府委員 非常に重大な問題でございまして大臣にかつてお答え申し上げますけれども、すでに御承知のごとく自立経済達成のためには、わが国の食糧自給態勢の確立強化ということが絶対的な問題であります。従つて政府といたしましても食糧自給態勢を確立強化するためにあらゆる施策を重点的に強力に行はんとし、おることは、すでに御承知の通りであります。従ひまして食糧増産経費等に対しましては、大幅にこれを増額要求いたしまして、ようやくしてわれわれの要望がある程度達成されつつある段階でございまして、今後われわれの考へております食糧自給度の向上のための五箇年計画等を行ひますためには、土地改良事業等とはよりのこと、開拓、干拓その他の耕地造成の仕事、あらゆる農村振興の施策と相まつて食糧自給度向上のためのあらゆる強力な施策が行はれるわけでありまして、その農地局の仕事であります。従ひましてその農地局の仕事の内容たるや、先ほど来御高説にありましたごとく、まさしくこれは一農林省の農地局というやうなことでなしに、日本の再建の最も重大なる部門を占めておるのであると私は考へておるのであります。その観点から見るならば、農地局における行政機構はその重大なる使命達成のためにはふさわしいような機構であらねばならぬといふやうに考へておるのであります。この縮小されたときにおいて、やれるかやれないかという御質問ですが、縮小されようがされまいが、あくまでもやらなければならぬのでありますけれども、望むところは、何と申しましても現在の機構といたしまして、計画部門、あるいは建設の部門、それらが、非常に適切な運営をしておる今までの状態を見まして、この三部制を置くことが私といたしましてはこの仕事を最も能率的に行う上において非常にふさわしい制度であるといふやうに考へておつたのであります。が、今回の行政機構改革において政府の方針といたしまして、内局における部制はこれをやめるといふ基本方針に

のつとて、遺憾ながら部制を断念するやうな形で今日提案を見ておるやうなわけでありまして、しかしながら、端的に言へば、それは理想な姿ではない。ほんとうにわれわれが責任をもつて農林行政を担当するからには、その組織、制度におきましても十分遺憾のない体制を持たなければ、この十分な責任は達成できるものではないと考へておる次第であります。

○坂田(英)委員 野原政務次官のいたした御答弁を聞いておりますと、一つにはこれはどうしても縮小はできない以上追究するに忍びない。従つてこれ以上御答弁を求めないのであります。けれども、どうしてもこの機構の縮小と縮小どころの騒ぎではない、現状維持どころの騒ぎではない、これはどうしてでも拡大強化すべきであるということ、今まで私が質問を続けた間から十分に感得いたしました信念であるといふことを申し上げておきたいと思ひます。なお時間もありませんので、いさゝか後ほど関連した事項が出ますが、質問を留保しておきたいと思ひますが、ただ一点ここに御質問をいたしたいと思ひます。それは農林省の農地局の問題であります。この農地局の事業は御存じの通り、一つは土地改良等の物的条件の改善といふことであり、農地改良局の部面は人間の能力を増強する、これであり、土、地面といふものと、その地面の上で働くところの人々の労働と知識、これが元となつて食糧増産も行われ、農業生産が行われ、いろいろの生活の安定、その他の問題についての尾を引い

て参ります。重要な事柄を扱つておるところであります。特に日本の将来としてわれわれが考へなければならぬ点、試験研究に関する問題、試験研究の結果を普及徹底する問題、これらの問題は特に重要であることは言うまでもないのであります。元来わが民族の欠点は科学の進歩、科学の発展を行政の面に移して行くということについての熱意が足りないことだと思ひます。現在新聞に出ておりますことは、ほんとうかどうか知りませんが、ソビエトのごときは、シベリアと樺太を続け、ウラジオストクの不凍港を解決して行くとか、あるいはさらに新聞等によりまして、真実は知りませんが、六千キロの森林を植えてロシアの氣候をかへる、こういうことをやつておる。実際日本民族は、われわれどもも同様でありますけれども、科学技術の進展、またその進歩したるものを十分に普及するといふことに対して、為政者も一般の人々もこれに対する熱意が今までの足らなかつたやうに思ひます。これが戦争に負けた原因でもあり、いろいろの意味において日本民族の真の発展を期し得ない一つの障害であらうと思ひます。この問題を打破して、試験研究を十分に遂げさせて、その結果を十分に普及徹底させるということは、農林行政の上において最も重大な問題である。一口に言へば、農林行政は自然科学の研究された結果を行政の面に乗せて実行に移して行くことであると存するのではありません。この農地改良局にこられた著しき縮小を加えて、しかもこの重要な技術官といふものを虐待して行く。元来この産業方面といふの

は、農林省に限らず、通産省も全部そうでありますが、事務官というものと技術官というものと両々相立って同じ待遇を加えて行く必要があると思う。そういう点から見ると、各省とも言えると思うのですが、まことに技術官を優遇してないと思います。これではほんとうに日本の農業の発展もできない。電力の問題にしようが何であらうがそうでありまして、この点は広くいろいろ御質問を申し上げるのであります。特に野原政務次官に対して申し上げたい点は、この農業改良局が著しく縮小されておる。しかもこの重大なる技術官がどうも脱落しそうな関係にある。こういう点から見ると、どうしてもこの局には一つの技監を置くとかいったような処置を講じないと、農業技術の進歩発展も、これの普及徹底もただ絵に書いたもちに終る、こういう点を十分御了承願つて、この点についての努力をされる決心ありやいなや。なお野田長官に御質問するのであります。何ゆえにこの重大なる技術発展のために必要なるこの農業改良局を維持する上にならばこれを閉じ込めておくかという点を御質問いたします。

○野田國務大臣 科学技術を尊重すべきこと、大いに振興しなければならぬことは御指摘の通りであります。政府もそのために今後大いに力を注ぎたいと考えておるのであります。決して農業に関する技術をないがしろにする考えは全然ありません。私は農林省に對しましては、技術官を大いに尊重してもらいたいと思うのであります。私は農林省のことはよく知りませんが、農林省では、技術官は局長になれないというふうなことがあるとか言つておりました。それはむしろ坂田さんにお聞きした方がわかるかと思ひますが、別にそういうことをせよというとは決定しているのではないと思う。現に建設省あたりでは、技術官をたいへん尊重いたしまして、どん／＼局長に抜擢しておるわけでありまして。地方の局長は全部技術官である。中央におきまして、半数以上は技術官であります。そういうことでありまして、決して政府全体は技術官をないがしろにするというふうなことはありませんで、私は適材適所の方針に従つて十分技術官も登用して行くことをやつて行きたい、こう考えております。

○八木委員長 この際私より、関連しておりますから野田國務大臣に申し上げますが、今回の行政機構改革を通して、監という新しい制度が飛び出して来たが、これの意義を説明してくれとの申出が非常に多いのであります。この機会に御説明を煩わしいと思ひます。

○野田國務大臣 今回の制度改正にあたりまして、局中の部あるいは官房における部を廃止するという点に關連いたしまして、局の中にさらに監と言つておりますが、觀光監とか、統計調査監であるとか、あるいは国立公園監であるとか、あるいは賞勳監とかいろいろなものが出て参つたのであります。これは局中の部という制度を廃止いたしますと、局長と課長が直結することになるのであります。役所によりましては、たとえば統計調査というふうな特別な仕事につきましては、何かそれを専門に見てくれるものがあつた方がよいとか、あるいははどうしても必要であるというところも数多いのであります。そういうところにおきましては、部長を廃止することによつてそういう人がなくなるといふことを防ぐために、何とか監というふうなものを設けたのであります。この監は組織ではないのであります。そういう職でありまして、これが統計調査監であれば、統計調査に関する仕事につきましてはその人が十分見て行く、こういうことになるのであります。地位としては、局長の足らざることを補つて、その点については責任をもつてやつて行くという点になります。それから従来部長とかが違ふかという御質問が出るかと思ひますが、部の中に必ず課がありまして、その課のことは全部部長が見て行く、部に三つの課があれば、三つの課のことは人事のことも、會計のことも、予算のことも、あるいは労働争議のことも、あるいは厚生施設のことなどもすべて全部を見て行く、それがまた部長の責任であると思ひますが、今度設けました統計調査監というものは、そういうふうなあらゆることをまわることができ、統計調査のことに關しましては責任をもつてその問題を取扱つて参りますけれども、その他のことにつきましては、当該課長の他のことにつきましては、当該課長としてこれに當つて行く、もちろん統計調査に關連する人事の問題等につきましては、相談にあずかつたり、あるいは参考意見を述べたりすると思ひますが、主たる仕事はやはり統計調査をつくり、つばな調査を完成するということに重点を置いて働いてもらふ、こういうふうな考えから統計

調査監というふうな制度を設けたのであります。この考え方は、統計調査監のみならず、他の監につきましても同様に考へていられるような次第であります。

○野原政府委員 農業の進歩と発展のために科学技術を尊重する、そして試験研究をりつぱに徹底して、これを普及周知せしめて実行に移すことが絶対に必要であります。遺憾ながら日本農業はこの面におきまして従来はなはだ徹底を欠いておつたと思はざるを得ない。従いまして、日本の民主化の聲が上つた終戦後におきまして、従来の遅れてゐる科学技術の面を急速に引上げて、国際水準に世界最高の水準まで持つて行くこととして一つの大きな理想を持つて生れたのが農業改革であつたのであります。今においてもその理想をわれ／＼は堅持しております。この狭い国土に非常にたくさんの方の耕作者がおるのであります。零細な農業、従つてわれ／＼は寸尺の地といへども余すところなく、これを局限までも活用活用して、最高の技術、最高の科学をここに打立て、その上にわれ／＼の正しい、平和な、ゆたかな農業国家を建設しようとしてゐるわけでありまして、それがわれ／＼の新しい日本再建の道であると思ひてゐるのであります。その道を行くこれは道しるべであります。これがなかつたならば、暗やみにちようちんを持たないようなものである。そういう点からいたしまして、農業の改良、科学技術の面につきましては特段な意を注いでゐるわけでありまして、従いまして、その意味から行きまして、政府がとつております食糧自給度の向上――外国からの輸入など

に依存しなくて、たゞい国土が狭からうとも、われ／＼の勤勉と努力、科学技術によつて必ずや近い将来において食糧問題を解決するのだ。その意氣と信念を持つて行くためには、そこに裏づけとなる正しい科学技術があらねばならぬと思ふ。その觀念からいたしまして、われ／＼は農業改良に關しましては、今後ともますますその内容を充実し、その仕事を拡大強化するといふ必要を痛感いたしてゐるのであります。ましてやこの農業改良事業のごとき重大なるものを縮小するようなことは、農林省としましてはいまだかつて考へたことではないのであります。もしさうな考へ方であるならば、日本の農業というものは真に正しい発展はできないと私は考へる。

また特に技術者の待遇の問題についてのお話がございますが、まづ同感であります。この技術者は、正しい技術のためには自分の一生をささげるといふ信念を持つて、黙々として研究にいそしんでおる。この技術があつてこそ初めて正しい発展があるといふ点からいたしまして、従来やもすると法文系統の諸君などがこの地位を壟断するがごとき感じがなきにしもあらずだつたが、それは過去の昔話であると私は思ふのであります。いやしくも民主化された日本においてはさうなことがあり得べきことではない。必ず技術者も事務官も同様に、その勤勉と努力、その能力にふさわしい待遇が与えられ、その社会的地位が保障されるというところであらねば、眞の科学、技術の確立は実現できるものではないといふふうに考へますがゆゑに、農林省といたしましては、もし過去においてさ

ようなことがあつたとするならば、これは今後大いに検討の上、改めるにやぶさかでないということを明らかに申し上げておきたいと思ひます。

○坂田(英)委員 私はいろ／＼御質問をいたしました結果として、まず／＼自分の信念を固めたような結果に相なつてしまつたわけでありませう。これで質問を終りたいと思ひますが、ただ先ほど私は地方自治の行政の面について質問をいたしたのでありますが、ちやうど岡野国務大臣がお見えになりましたので、繰返すことになりましたが、この点について一点だけお答えを願ひたいと思ひます。

この行政機構改革の問題を見ます際に、私のほんとうの気持は、現在程度の行政機構改革であるならば、やつてもやらなくても大したことはない。しかししたたこの欠点は、これをやるがために食糧増産等の重大なる仕事をなすところの機構を縮小しておる、能率を低下しておるということでありませう。吉田内閣の大政策であります食糧増産を無にしようとするような結果になる欠点をばらみつゝ、全体から見ると、大したことはない、こう思うのですが、この行政の日本のいろ／＼の現状を見ますと、中央における行政のあり方は比較的正しいと思ひます。また改善すべきことがあるのかないのかというところは、これは別の問題でありますけれども、いわゆる中央政府の役人のやつておることは悪いことが少い。正しい。なぜかというところは、これは新聞あるいは輿論、あるいは実業家、学者、また衆議院、参議院全部こゝへ集まつておるわけで、帝都において監視の眼のもとに立つて行政が行われておるから

だと思ふ。また一面自治体としての市町村、大きな市は別として、市町村は住民の眼がよく届きますから、かりに悪いことをやる者が少数あつたとしても、住民の目がよく届きますから、この悪には限度がある。従つて今理想的な形でなくとも、市町村の自治は将来いつぱに発展して行く可能性があると私は思ふ。ただここに残されてある府県は、住民の目が十分に届かない。しこつしてまた中央における行政のごとく、あらゆる面からこれを批判するものがない。ある県のごときは新聞も一つである。それを買収してしまへば、それでも何でもやれる。いわゆる批判のないところには必ず腐敗が起つて来るのです。現在の日本の自治のうちで市町村の自治は、将来ある意味においては、明るい面もある。中央政府のもの、これは批判が強い。ために監視の上に立つがゆゑに、悪いものがない。ただここに残された府県をばらみつゝおいたならば、極論ではないかとさえ私は思ふ。この点について岡野長官はいかに考えておられるか。そして岡野長官はこれらの点について、こうすればよろしい、心配ないというふうなお考えを持つておられるか、この点をひとつ御答弁を願ひたいと思ふ。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。お説しごくごもつともでございます。私も市町村の自治というものは、ただいまでもお説の通りの状態と申すのでございまして、地方自治の本来的姿で市町村がやつて行くべきものだと思ひます。そこで問題になりますのは、府県の問題でございま

す。これも御承知の通りに、これがはたしてその結論に到達するかどうかはかりませんけれども、市議院におきましても、また一昨日でございまして、市長会におきましても、府県廃止論が出ております。しかし私はこの際府県の廃止ということに對しまして、全面的に賛成とか、反対とかいうわけではありませぬけれども、いろ／＼府県行政を見ておきますと、目の届かないところもございまして、また国の仕事をあずかつている点から行きまして、非常に重要な点であると同時に、お説のようなこともないとは限りませぬ。私は府県の性格というものは根本的に検討を要するという考えをただいまも持つております。そこで今般国会に提出しております地方制度調査会というものを設けまして、もしこれを御審議願つて、通過されていただきますならば、ただいま仰せのような府県の性格というものを根本的に検討してみたいという考えを持つております。

○八木委員長 午前中はたいへん時間が経過いたしました。この会議はこの程度にいたしまして、午後は二時より再開いたします。

○八木委員長 これより内閣委員会を再開いたします。

質疑を続行いたしますが、質疑は重複を避けて簡潔率直にお願ひいたします。それでは井上君に発言を許します。

○井上(眞)委員 今回提案になりました行政機構改革の各般の基本的問題につきましましては、他の同僚委員から種々の角度から質問が行われ、政府からそれに関する答弁もすでにあつたと存じます。政府は先般この行政機構の改革に伴う行政整理を行うにあたりまして、この行政整理は近く政府が考える行政機構の改革に通ずる、こういう前提のもとに行政整理が先般行われたのであります。ところがその後政府が立案せられた行政機構は、われわれは当時行政機構の簡素化といふことを、事務能率の増進といふことを目的にした相当大幅な改革が行われることを期待しておつたのであります。ところが今回復元された行政機構の改革を検討しておりますと、一部はそういう点が具体化しているところもありませうけれども、大半は各委員から御指摘の通りまつた機構いじりの状態ではないか。これでは一体何のための行政機構の改革かということがはつきり示されてない状態であることをまことに私も遺憾に存じます。特にわれ／＼専門的に検討いたしております農林行政の立場から見ると、農林行政に關する行政機構の改革に至つては、まつたくなつていない。一体行政管理庁長官は今回の農林省所管に關する行政機構の改革について、当該の農林当局とこの問題について十分検討を加へ、かつまた農政、農林行政等に關

連の深い各種団体の意見を聞き、また国会、農林委員会等の意見も徴し、諸般の調査研究の上にこの農林省所管の行政改革というものが立案されたのであります。その基本的態度についてまずお伺ひしたいと思います。

○野田国務大臣 行政機構改革につきましましては、二十四年の改革以後いろいろ案が研究されて、私の手元にある限りにおきまして、数個の案があります。その中でも特に行政整理の審議会の案であるとか、あるいは政令諮問に關する委員会の案申すところ、各種の案が出て参つておるのであります。それらの案ができました過程におきましては、いろ／＼の方の御意見も聞き、また世間のいろ／＼な批判、こういうものも十分勘案していろいろものがつくられてゐる、われ／＼はそういう資料をとりまして十分検討して政府内部におきまして相談の結果でござい上つてゐるのであります。

○井上(眞)委員 ただいま提案された原案は、政府内部でも十分検討されて提案をされたという話であります。が、そういたしますと、午前中の質疑応答を聞いておきますと、農林省所管に關する、たとえば農地関係の問題、林野関係の問題、あるいはまた農業改良局の問題等について、当の責任者である野原政務次官は、農林省が現に責任を負はれて、その負わされた任務を遂行するためには、かくのごとき機構改革によつては非常にその活動が制約されるような答弁がされておるのであります。野原政務次官は、この行政機構改革について農林大臣とともにいかなる態度でこれが検討に臨まれたか、またこの案は農林省としては

午後二時二十分開議

午後零時五十八分休憩

暫時休憩いたします。

承認をされておりますか、この点について一応伺いたい。

○野原政府委員 今回の行政改革の案は政府の一般的方針でありまして、われ／＼もとより原則的には行政機構の改革という点に對しましては必要を感じておるものでございまして、結論をいたしましてはたゞいま提出いたしましたような案になつたのであります。その案になるまでの過程におきましては、農林省は今後現下のわが国の農政の現状からいたしまして、十分その責任をとり、食糧の生産、自給態勢の確保あるいはまた治山治水の面、農業技術の改良、それらの農政の発展のためには、その必要とする行政組織の体系というものは、当然必要な程度の整備がされなければならぬということを強く主張して参つたのであります。われ／＼農林省の立場としましては、先ほどもいふ／＼御意見がありましたが、相当強い意見もあり主眼もあつたのであります。ただ政府全体としまして、外局はこれを廃止して内局にする、あるいは部制をやめるというふうな全体としての方針、これに對しましては政府の立場におきまして、これに順応するという立場をとつたのであります。先ほどの質問が、たゞいまの井上君の御質問では誤解をされておる面がある。すなわち思い切つた農業政策をやるにこの程度で満足をするかという点でありますから、私はこの程度では満足できない、率直に言うならばもう少し強固な体制、機構——わが国の農業政策の今後の進歩と発展にふさわしいような立場から、その内容の整備もしたいということを率直に希望として申し上げたのであり

ます。政府としましては、全体としての方針によりまして、この案を提出をしておるわけでありまして、

○井上(良)委員 行政管理局長官は、農林省の機構改革について農林行政の現段階における任務というもののについて十分検討されたことがあつたか。その点を伺いたい。

○野田國務大臣 行政機構改革に關連をして、農林行政についても検討したことは事実であります。現在の情勢におきまして、日本の行政機構における農林省としてのあり方としまして、ここに提案したようなものが適當である、こういう結論に到達した次第であります。

○井上(良)委員 さらば伺います。この改革の重点を見ておりますと、一つは外局及び部制を廃止する、それから一つは統計調査部を新しくできる農林経済局に統合する、そういうことだけであつて、政府が本年度の予算に示した独立後のわが国の自立経済の基本をなす食糧の増産と確保を積極的に遂行しようとする態勢というものとは逆行したやり方がとられておるんじやないですか。その一つは、たとえば食糧庁を外局にしたというの、どういふ理由で政府は外局にして、農林省設置法案を提案して来たんです。

○野田國務大臣 二年そこ／＼しかたつておりません。そのときには外局にしなればならぬという必要から国会の承認を得られたんでしよう。その後において外局の必要がなくなつて、食糧の確保はさほど必要がなくなつて来た、大臣の所管において、内局にして十分やり得るというように、たとえば食糧庁の問題を取上げまして、確

保なり配給というものが非常に少なくなつて、もう外局としては必要がない、もつと具体的に言いますならば、たとえば地方にありますが食糧事務所も閉鎖をし、その業務を農に委託をする、あるいはまた食糧庁の内部機構もそれぞれ事務統合をいたすなり、各係や課を併合いたしまして、そこで非常に事務も整理されて、今日外局としてもそういうことは必要がなくなつた、そういう具体的なやり方が示されて、なるほどそうか、それなら當然そうすべきだといふところに得心の行く結論が出て来ますけれども、現在の人員機構を行政事務はそのまゝにしておいて、あらゆる権限もそのまゝで認めておいて、外局だけ内局にするというのはどういう根拠に立つておるのですか。もう二箇年やつてみた結果、そういう必要はない、こういう食糧行政の實際に即して必要がなくなつたというのか、それとも行政機構改革という大きな一つの線から、外局はこの際いかなるものであらうと全部廃止する、こういう一般的上に立つてこの外局を廃止することになつたのか、その基本的な立場に對して、御説明を願ひたいと思ひます。

○野田國務大臣 今回の行政機構におきましては、その基本的な考えの一つとして、外局はこれを原則として審判的性質を持つたもののほかはこれを廃止いたしまして、その一部は原則として内局化してやるという原則を立てて実行いたしております。

○井上(良)委員 そうしますと、さきに大臣は、農林省の外局として水産庁を外局に認めておられる。これは農林省としても水産庁の行政というものは特殊な任務を帯びておるからである、こ

いう理由のような御答弁をされておつたやうであります。そうすると食糧行政というものが、いかに今日わが国で重大な行政であるかというこの特殊性というものは全然考慮されてないのですが、こういうものはどうでもいゝとお考えになつておられますか。外局にしたというのは、食糧行政の重大性から特別にわれ／＼これは将来は食糧省として一本建にしてもけつこうでないかと考えておるのです。それほど大きな意義を持つ国民の保健衛生、わが国の経済一切にかかつておる基本的な食糧行政をあまりにも軽く見ておられるのか。水産庁を外局にしていいといふあなたのような考え方なら、少くとも食糧庁も外局でいいというくらいは十分成り立つてはいないか。水産庁は外局を認めて食糧庁は内局でいい——人員や予算の關係ではないのであります。そうすると内局にしたというゆゑは事務分量によるのか、命令系統によるのか、予算關係によるのか、どういふことによつて内局と外局とにわけ

ておりますか。

○野田國務大臣 この点は先ほどもすでに申し上げたと思ひます。水産庁は外局を内局にする例外であります。原則ではありません。それで水産という問題につきましては、ほかの農林行政と關係が疎であるというのを私はほとんどすべての人から聞かされておるのです。この行政機構改革の議論を通じて、それから国会におきましても農林委員会から水産委員会を初めからおわけになつておる。これは各省に例がありません。一つの省を二つにわけ

が——これは衆議院の方はよく存じませんが、参議院ではとんど全会一致になつておる。これは参議院は別だと言われればそれまでありますが、参議院の人がみなはんこをついて水産省といふものを設けようといふことを一致してやつておるというところは、私は議會尊重という建前からいつて、そういうこともあり得るではないか、私はそう思ひます。かれこれ勘案いたしまして、水産庁は特別な扱いをした、こ

うふうに御了承願ひたい。仕事の性質からいひましても、相当独立性があります。私が見ておりますのは、水産庁のおもな仕事は、船と港だと思つておるわけですが、運輸省の港と農林省の所管の漁港とはわからぬのが相当あります。あるいは入り込んでわけのわからぬのが相当あります。それ

も乱れておられます。船になりますと、機帆船とか鉄鋼船とかあつて、これは船舶行政と密接不可分の關係であります。かれこれ勘案いたしますと、水産庁を設置しろという意見などは、それはそれで拘泥するわけではないが、そういう理由もあると思ふ。水産委員会もお設けになつておるという議會の良識もやつぱりあるのではないか、こ

ういふようなことも考えまして例外を認めたい、こ

ういふわけでありまして、

○井上(良)委員 たゞいまあなたのおつしやいますのを聞いておりますと、外局を内局に直すというの、命令系統の上から来たものか、それとも業務内容が縮小されたゆゑに内局にするというのか、その内局にする理由です。今まで外局でやつておつて何の不足もなしにうまく行つておるとい

を——外局にしたことによつて非常に行政運営の上に大きな支障になる、矛盾があるというならばわれ／＼も納得します。外局にしたというのを国会が承認をして政府の設置法案を通過させたのは、その必要を認めたがゆえなんでしょう。それともその運営において何らの欠陥も矛盾もないのに、ここに新しい矛盾なり欠陥が生じて、かくなるがゆえに内局にする必要が生じたというのならばわかつておる。ところが現に政府みずから食糧の増産と確保は絶対的に必要であると言明し、将来ますます／＼この重要性を認識するがゆえにその行政機構は拡充強化して行かなければならぬということを言明して来ておる。それと今あなたの言うのと

明確にしてやるには、外局という制度を改めて、それを内局にしてやるという方が適當であるという結論に達しまして、政府は今回の案をつくつたわけでありまして。

○井上(長)委員 食糧庁は今申します通り、国の重要な食糧の管理をやる大事な庁であるのみならず、食糧庁を設け置いたしました根本的な建前は、御存じの通り政府みずから商行為をやつておるわけですね。普通の役所と違つて、政府が一手に米を買い入れてこれを一手に払い下げて行くという商行為をやつておるわけですね。そのために莫大な独立採算の特別会計を持つて運営をしておるわけですね。他の普通の役所とは意味が違つておるわけですね。そういう商行為をやつておる、その末端には全国津浦浦々にそれ／＼の機関を持つて全体を合理的にうまく運営しなければならぬ。そういうときにこれが内局として一官房のもとに置かれます場合、いわゆる機能的な運営と能率がうまく行かないというところから外局に昇格したわけなんです。また昇格する必要を政府は認めて国会の承認を求めたわけなんです。だから買上げ並びに売払いというこの商行為をやめ、かつまたこれが一般会計として運営される面になり、もう外局としての意義は失われたというのなら話はわかるのです。そういう点があなたの御説明では一向われ／＼は納得し得るものがあるわけですね。だから外局として置いておいていかなる不合理と矛盾があるかというのをとつと政府は率直に国民に知らしめる必要がある。われ／＼は決して不合理と矛盾があるものを無理に外局に置けとは申しません。われ／＼が前国会におい

てこれを認めたゆえんは、その必要性を認めたがゆえに外局を設置すること承認しておる。それに對して何らの説明がされず、資料が出されずに、単に外局を内局にするというのには機構いじりじりやありませんか。これを機構いじりと言わずに何をもちて機構いじりというのです。行政事務能率に対する何らの整理もせず、権限に対する何らの縮小もせず、名前をかえるだけであつたら完全にこれは機構いじりです。これをあなたは機構いじりだと思われませんか。そんなだらしない話はありません。どうですか。

○野田國務大臣 これは機構いじりではありません。普通機構いじりというのは、しなくてもいいことをするのが機構いじりだと思ひます。私がさつき申しましたように、日本が未曾有の大変革を來して、この新しい事態に即応する行政機構をつくり上げるといふ目的からやつておる。決して単なる無目的な機構いじりじりやないのであります。前段説明を申しましたけれども、外局と委員会の数を合せますと五割の減になる、局と部の数を合せますと五割減になつておる。そういうふうにして決して単なる機構いじりではないのであります。なるべく新しい日本にふさわしい形を持つて行きたいというわけで、今回の外局の部分もなるべく責任関係を明確にする、われ／＼もよく勉強すればするほどわかるのであります。外局は非常に独立性を持つてしまふ、戦前の外局と違つておるわけでありまして、そういう点で責任関係が不明確になる。一体外局と内局の関係につきましては、内局は大臣の直轄であります。外局になりますと、長官

というものが第一の責任者であります。間接責任のみになる傾向がある。人事については全然ノ・タッチである。いろいろ点において外局は独立性を持つております。そういう形にしてやるのがいいか、食糧行政は話の通り非常に重要性がある、他の部門と密接不可分の関係があるというのなら、大臣ががっちり握つて全責任を持つてやるのがいい、これが今後の行政上もよいのではないかと、決して私には食糧を輕んずるのではなく、むしろ食糧を重視して、それをしつかりとやつて行きたい、しかも日本的な考え方においてしつかりやつて行きたい、こういう意味でやつておるのであります。その点誤解のないようにお願いしたいのであります。

内閣もかわつており、吉田内閣のときはこういうものがあつたけれども、あのやり方はどうもおもしろくないから、新しい内閣が別な立場から検討を加えて国会に承認を求めるといふなら、これは話がわかるけれども、同じ内閣のもとじやないですか、だから私はつづいて聞いておるのです。そのときは外局を置く必要があつて置いたのです。特殊性を列記して外局に置かなければならぬとして国会の承認を求めたのです。だからその間に非常に不合理、矛盾があるという具体的な事例がなければ、外局に置いて一向さしつかえないのじやないか。ところが現実には何らここに矛盾と不合理が生じておるとは私は思つていない。それをあなたの方では単に内局にしておかなければ大臣の責任の所在が明らかでないとか、あるいは指揮命令がうまく行かないとかいふような、一つの大臣独善といふか、大臣独裁的な考え方から別だけれども、そうでなければ、この方がさらに能率が上り、うまく行くという現実がある以上は、現実を否定することはできないのです。だから、私はあなたの今のような説明では外局を内局にする理由にならぬと思ひます。もつと具体的にひとつお調べを願ひまして、外局に置いてはこういう弊害と、こういう矛盾が生じて、現に国費もこれだけ損をしておるし、行政事務能率の上にもこれだけの弊害が生じておるといふ具体的なことをやつぱり示してもらふと、これはいけません。その点は今御答弁ができませんければ、ひとつお調べの上で御答弁をお願いしたい。

○野田國務大臣 過去から最近までのいろいろ／＼な行政経験に照らしまして、わが国の行政を最も能率的に責任関係を

を認めたがゆえに外局を設置すること承認しておる。それに對して何らの説明がされず、資料が出されずに、単に外局を内局にするというのには機構いじりじりやありませんか。これを機構いじりと言わずに何をもちて機構いじりというのです。行政事務能率に対する何らの整理もせず、権限に対する何らの縮小もせず、名前をかえるだけであつたら完全にこれは機構いじりです。これをあなたは機構いじりだと思われませんか。そんなだらしない話はありません。どうですか。

○野田國務大臣 これは機構いじりではありません。普通機構いじりというのは、しなくてもいいことをするのが機構いじりだと思ひます。私がさつき申しましたように、日本が未曾有の大変革を來して、この新しい事態に即応する行政機構をつくり上げるといふ目的からやつておる。決して単なる無目的な機構いじりじりやないのであります。前段説明を申しましたけれども、外局と委員会の数を合せますと五割の減になる、局と部の数を合せますと五割減になつておる。そういうふうにして決して単なる機構いじりではないのであります。なるべく新しい日本にふさわしい形を持つて行きたいというわけで、今回の外局の部分もなるべく責任関係を明確にする、われ／＼もよく勉強すればするほどわかるのであります。外局は非常に独立性を持つてしまふ、戦前の外局と違つておるわけでありまして、そういう点で責任関係が不明確になる。一体外局と内局の関係につきましては、内局は大臣の直轄であります。外局になりますと、長官

というものが第一の責任者であります。間接責任のみになる傾向がある。人事については全然ノ・タッチである。いろいろ点において外局は独立性を持つております。そういう形にしてやるのがいいか、食糧行政は話の通り非常に重要性がある、他の部門と密接不可分の関係があるというのなら、大臣ががっちり握つて全責任を持つてやるのがいい、これが今後の行政上もよいのではないかと、決して私には食糧を輕んずるのではなく、むしろ食糧を重視して、それをしつかりとやつて行きたい、しかも日本的な考え方においてしつかりやつて行きたい、こういう意味でやつておるのであります。その点誤解のないようにお願いしたいのであります。

内閣もかわつており、吉田内閣のときはこういうものがあつたけれども、あのやり方はどうもおもしろくないから、新しい内閣が別な立場から検討を加えて国会に承認を求めるといふなら、これは話がわかるけれども、同じ内閣のもとじやないですか、だから私はつづいて聞いておるのです。そのときは外局を置く必要があつて置いたのです。特殊性を列記して外局に置かなければならぬとして国会の承認を求めたのです。だからその間に非常に不合理、矛盾があるという具体的な事例がなければ、外局に置いて一向さしつかえないのじやないか。ところが現実には何らここに矛盾と不合理が生じておるとは私は思つていない。それをあなたの方では単に内局にしておかなければ大臣の責任の所在が明らかでないとか、あるいは指揮命令がうまく行かないとかいふような、一つの大臣独善といふか、大臣独裁的な考え方から別だけれども、そうでなければ、この方がさらに能率が上り、うまく行くという現実がある以上は、現実を否定することはできないのです。だから、私はあなたの今のような説明では外局を内局にする理由にならぬと思ひます。もつと具体的にひとつお調べを願ひまして、外局に置いてはこういう弊害と、こういう矛盾が生じて、現に国費もこれだけ損をしておるし、行政事務能率の上にもこれだけの弊害が生じておるといふ具体的なことをやつぱり示してもらふと、これはいけません。その点は今御答弁ができませんければ、ひとつお調べの上で御答弁をお願いしたい。

なお部制の廃止の問題ですが、部制

の廃止という問題も一緒なんです。しかも部制の廃止のことも、さきにも御説明がありました通り、たとえば次長制を設ける、あるいは何々監という新しい階級ですか、これは何ですか、何やらわけのわからぬようなものを設けるのですか、これと部長と違う点をさきにあなた説明をしておいたけれど、私は聞いておいて、まったくこれこそ責任の所在の明らかなでない連中やないかと思うのです。部長なら、自分の部下の全体の責任を総合的にこれに持たせなければならぬ、何々監なんていうて、あなたの御説明によると、たとえば統計調査なら統計調査で、統計調査の技術的な面を総括する責任者であるが、それはその財政の面も、人事の面も、予算の面も、つまり人事権、予算権、そういうものまでこの人は持つておるのか、持つてないのか。そういうことがはなはだあいまいなんです。国民から見ても、そういうことにあいまいしごくな新しい役人をここに置くくらいなら、何も国民が今まででなくて、都合のいい何々部長とやらで、次長制なり何々監制を設けるという意義はどうか、私は薄弱じやないかと思うのです。そういうことをするから、機構いじりじやないかという非難が集まってくるはしませんか。たとえば大きな外局へ行きますと、たいがい次長というのがありますが、この次長たるやまたくどうもあまり存在ははつきりしていません。そういう面を、部を廃するという意味がどうもよくわからないのです。そしてその部を廃して、すぐ課長から局長に直結するということならまだ意味がわかりま

すけれども、その間に次長を設けたら、何々監を置くというところに、何やらその間にそういうものの必要があるというのを政府みずからやつぱり認めて、そういう制度を新しく考えられておるのであつて、それなら何々部制を廃止する必要はない。それよりもつと必要なことは、各課のいわゆる事務行政の統一といひますか、整理統一を行つて、課の廃合を行うことが必要でないか。たとえば総務課という課があり、会計なり、あるいはまたその他の雑務をこれに結びつけて一本の課とするのができ得るにもかかわらず、人事課を置いて、会計課を置いて、またそのに用度課を置いてというふうなわけで、三つもの四つものわけでおるのです。そういうものを総務課なら総務課にまとめてしまつて、そしてそこに各係長なら係長を置くとかいうような制度に改めてしまつて非常に整理がされるのに、そういうところに一向手をつけずに、妙な方面にばかり行くから機構いじりだと言われるだらうと思うのです。だから、私は部制廃止という問題については、かえつてあなたのねらつておる行政事務を明るくし、能率を高めるというやり方ではないように考えますが、その点どうお考えですか。

○野田内務大臣 今お話を承つておりますと、井上委員は非常に行政機構の實際にお通じになつておるようです。確かに今課というものがたくさんで、程度のものがみな課になつておるわけでありまして、これは先ほどもちよつと申し上げましたが、課の粒を大きくしなければいかぬ。昔のことを言うのはあまり好みませんが、昔われわれが入つたときは一局二課というのが限度で、各省で共通にやつておつたが、最近は一局で十課もありまして、名前も覚えきれぬようなのがたくさんあります。これも私はあまりこまかくわけ過ぎておると思ひます。でありますから、もう少し大粒の課にする、場合によつては課長のやつておるのを係長にやらせるといふことにして、もう少しそこをすんなりさせて行く必要があるのではないか。そうすれば、課が減つて行きますし、事務の能率も上つて行きます。これはこれから研究して行かなければならぬと考えております。部の点につきましては、現在の行政組織法におきましては、御承知のように、部の制度というものは認めておらないわけですが、これは臨時に五月三十一日まで認めておるもので、ほうつておきますと、五月三十一日をもつて当然なくなつて、これは前からきまつていたことなんです。ところが、なくなつたあと事務の移りかわりを円滑にするために、必要があるところには少数の次長をある程度認めて行こう。それからたとえば調査統計というやうな特殊な仕事を取扱ふところがある。これにつきましては、局長にその仕事をやらせるとか、あるいは課長だけにやらせるといふこともなか／＼無理なところがありますので、そういう特殊のところについては統計調査というやうなものをつくりまして、その調査統計の仕事に対してはその人が責任を持つて目を通して行く、もちろん局長も責任を負いますが、その人が特によく締めくくつて行くことにいたしましたし、行政の全きを期したい。しかもす

んなりとした形で能率を上げて行きたいという趣旨に出ているものであります。行政機構全体をもつとすんなりさせたいと思つておりますが、今度の行政機構改革だけでは、なか／＼よくできたといふところまで行きません。これは漸を追うてやはり能率を上げて行きたいといふことで、今後とも絶えずお示しのような点については注意して行きたいと思つております。

○井上(良)委員 この際特に農林政務次官に伺つておきます。御存じの通り、食糧庁は昨年度の予算では年間六千三、四百億円の予算をもつて三万余の現業員を擁したところの農林省では一番大きな機関であります。その業務内容も、さつき申し上げました通り、商取引をしいる一つの企業性を持つて行ける行政庁であります。従つて、これに一方から言つて、業務内容の方を検討すると、現業庁的な色彩が非常に強い。そういうところから、先般たしかあれは昭和二十三年か二十四年だと思ひますが、同庁の職員は現業職員として罷業権を許されたこともあつたのです。そういう外局としての活動を十分なし得る性格なり、機能というものがはつきりしているものを内局として、人事権を官房に移して、この特殊な現業的な実態を考慮して、給与体系においても、今後内局に移します場合、一つのひびが入つて行こうと思ふのであります。そういうことから、機構、業務運営に非常に大きな支障が将来予想されやせぬかと私は案じておるわけですが、そういうことから考えて、次官にいたしましては、一体これを内局に持ち込んで、はたして膨大な機構の運営に全然支障は来さないとい

う極端なことは申しませんが、従来通りあやまちない運営ができ得るという自信をお持ちでございませうか、その点について明確にお答えを願ひたいと思ひます。

○野田政府委員 食糧庁は今回の案で内局になるわけでありまして、これによつて全然支障はないかといふことで、支障のないように努力いたさなければならぬと考えてはおります。すでに御承知のように、食糧問題は国民生活の安定のために最も重要な任務でございまして、特に全国にありまして食糧事務所、その末端の職員等がもし中央の機構改革等によりまして、将来の地位の不安等を覚えるようなことに相なつてはならぬと思ひますので、その点は内局になりまして、農林省としましては、その重要な責任はあくまでも完遂しなければならぬという決意を持つておる次第であります。

○井上(良)委員 完遂せにやならぬ決意を持つておる、そういうことならだれでもそれは言うのです。それはあたりの政治的答弁で、そんなことを聞いておるのやありやへん。問題は、現実外局にせにやならぬとして、あなたの政府の方では国会の承認を得ておるわけや。それをこさらに内局に切りかえようといふところに非常に無理が現実につけて来るのです。そうなる場合、今まで通りの運営が円滑に行かうかといふことは、当面の責任者として当然あなたは考えなければならぬことです。そこで私はさらにもう一歩突き進んで聞か、そういうことから考えて、麦の統制撤廃は実行されることになりましようが、そうなりますと、ひよつとしたら米の統制もはずす

うという意図があつて計画された外局廃止の案ではないか。こういう一つの考え方も起つて参りますが、そういうことは考えられておりませんか。どうです。

○野原政府委員 今回の行政改革の案は、食糧の統制を撤廃する問題は別に考えたわけではないのであります。従来通り米につきましては統制を継続する方針でございます。また麦に対しましては、今日参議院の本会議を通過いたしました成立をいたしましたので、これは統制は撤廃されますが、しかしその仕事内容におきまして、いわゆる食糧の管理方式はかわりましたけれども、食糧庁としての仕事という面になりますれば、依然として重大な仕事が残されております。その点におきましては、形はかわりましても、食糧庁のやりまします仕事の分量というふうなものに對しましては、さしたる影響と申しましますか、それによりまして行政的に特に食糧庁の重要性が軽くなつたというふうなことはないであります。従来通り最も重要な仕事としてやつて行く、こう考えております。

○井上(良)委員 次に農地局関係で、午前中坂田君からきかれて熱心な御質問がございましたが、政府は本年度予算において約四百億の食糧増産に關係する経費を国会の承認を求めて実施にかかろうといはれております。そのやさきに農地局の機構を一部改めまして、従来ありました三部制を一次長制に改めるといふ行き方をとらうとしております。そうなりますと、この三部制によつてさへ今日事業分量が多く、実際その計画なり、その計画実施後の監督、管理というようなのはなかなか

かうまう行かぬで、たとえば具体的に一つ災害が起つてさへ現地の調査に満足の調査もできずに、非常に事務が滞り、国民に非常な迷惑をかけておる実情を私どもは身をもつて経験をしておるわけですね。農地局の機構は、食糧増産の国家的命題を果す上からも、ます、充実し、拡充して、国民の協力を求めなければならぬ態勢を必要とするときは、ここに三部制を廃止して、一次長制にすることにいたしますと、實際上どのような効果がこれによつて上るといふ事務的効果をねらつておりますか、これを具体的に説明をお願いしたいと思います。

○野原政府委員 農地局の問題につきましては、午前中坂田委員の質問にお答えした通りであります。今回の行政機構改革によりまして部制が廃止される、次長一名でどれだけ効果が上るのかということでございますが、結論的には政府の方針にのつてましまして、その案になつたわけでありまします。午前中も申し上げましたように、政府の最も重点を入れておる国策といはしまして、食糧の増産確保、そのための態勢を強化するための措置としまして、土地改良事業であるとか、開拓事業、干拓事業、その他あらゆる面で増産確保の施策をもつばら農地局において集中的に行うわけでありまします。今後食糧増産の計画、少くも五箇年間に食糧の自給態勢を確立しようといふ方針をもつて進むならば、今後ますます農地局の責任は重大になつて参るわけでありまします。その仕事を完全に行ひ、政府の施策を末端まで徹底せしむるためには、むしろこの際はそれにふさわしいような態勢を整備する必要があると考

えておつたのであります。審議の過程におきましては、農林省の主張もあらゆる角度からなされたわけでありまします。今国出ました案といはしましては、われわれの最初の考え方とは多少形のかつた案が出ております。その点に對しましては、こうした考え方といささか違つた形ではございますが、責任上はいかなる機構にならうとも、われわれの食糧増産を果すための農地局の事業といはしまして、あくまでもこれをやり通すという決意を持つて進めて行くわけでありまします。

○八木委員 ちよつとこの際申し上げたいのですが、発言の通告者が大体七、八名お待ちになつております。この事情を御了承の上、御質疑を続行しても構はないと思ひます。

○井上(良)委員 できるだけ簡単にしたいのですが、重要な点だけについて明確に政府の方から御答弁くださいましますと、非常に能率的に審議がでましますけれども……そこで問題は實際野原さんなり野田長官なりに何うですが、農地局の業務量につきましても、坂田君からも御指摘がござりましたように、外務省、通産省、運輸省、法務省、労働省、これらの各省よりもはるかに多い三百二十六億の予算を運営してゐるのです。現に十四課があるのです。十四課があるものを一局長で一体どううまく統御できます。そこであなたは次長を置くからいいじやないかと云うが、御承知の通り国会は開かれ通しです。局長はほとんど国会へ呼び出されて来る。そこへ持つて来て、かりに次長が一人おつて、これがもし病氣でもしてみなさい。一体どうなりましますか。どだい始末がつかぬことになつてしまふ。それを各部長が計画管理と

いうふうに責任を持つてそれ／＼具体的に指揮命令をして責任の所在を明らかにしてやる。この制度をこわしてしまつたら、課長が書類を持つてあつちへうろ／＼、こつちへうろ／＼、判をもらうのに日が暮れてしまひます。事務は一層混乱し、停滞することになりはせぬか。十四人も課長がおるのですよ。一人の局長、一人の次長を操るのにうろ／＼しなければならぬということになつたら、一体どうするのです。これはあなたたみだいな頭のいい人がやるのと違つてやありませんか。この点何としても直してもらわなければならぬ。この農地局の予算から事業分量を考へてみても、当然一省に四敵する、それよりもつと多くのものを運営してゐるのだから、それこそ外局を置かなければならぬほどの事業量を持つてゐるのです。それをさらに他の部制を廃するのだから、農地局もつてしまへ、そういう右へならえ式の改革の行き方というものは間違つてゐますよ。そうあなたはお思ひになりませんか、どうです。

○野田田務大臣 お金の振当てですが、これはなか／＼むずかしい問題でありまして、計算のしようによつては、一局でもつと大きな仕事をしてゐるところもありまします、よく大蔵省の話が出ますが、大蔵省は数千億の税金をとつてゐる。しかしこれは一局だといふことを言うのです。これはものの考えようで、数字の点も河川局やいろいろお比べになつて、河川局と今の農地局の数字を比べますと、河川局の方が数字が大きくなりまして、いろいろとりよつてかわつて来るのであります。私は実情々々に即してやる。

そうしてまた今の十四課といふのは多いのだ、私は大体個人的に一局に十四課あるといふのはおかしいと思つております。これをもつと検討しなければならぬ。そうしてよくその辺のところを他の部局の状況と比較をして検討をしてみたいと思ひます。であるからそれは簡単に言えない。要するにこれから行政警察を拡充しまして、各省の仕事の現状をよく見て、はたしてそれでいけないかどうかといふことを十分よく見て行く組織を整備して行きたい。それでわれ／＼として行政の能率を上げて国政の全般のバランスをとつて進んで行くといふことを非常に要望し、またしなければならぬ。その点については十分注意して行きたいと思ひます。

○井上(良)委員 もちろん河川局や国統局や、そういうものを例にあげれば、あなたの言うようになりくつになるかわからぬが、現実には必要があつて、かつ国会の承認を得てこの機構はでき上つておるわけですね。それで三部制を廃して一次長にする。そのことによつて非常にそれが能率化され、運営がうまく行くといふ具体的な説明がされまさんと、これではなか／＼納得できません。というのは、もしそういうことをやられたら、現実には仕事ができなくなつてしまふのです。あなたは十四課も多過ぎる、こう言うかもしれないけれども、それは御承知の通りあなたのところでやつてゐる河川は代表河川である。全国に何本ある。農林省は北海道から九州まで受持つてゐるのです。全国の田畑をやつてゐるのだ。それはあなたの課と同じように行きはしません。そういう例を持つて来て、こ

○井上(良)委員 農地局の問題につきましては、午前中坂田委員の質問にお答えした通りであります。今回の行政機構改革によりまして部制が廃止される、次長一名でどれだけ効果が上るのかということでございますが、結論的には政府の方針にのつてましまして、その案になつたわけでありまします。午前中も申し上げましたように、政府の最も重点を入れておる国策といはしまして、食糧の増産確保、そのための態勢を強化するための措置としまして、土地改良事業であるとか、開拓事業、干拓事業、その他あらゆる面で増産確保の施策をもつばら農地局において集中的に行うわけでありまします。今後食糧増産の計画、少くも五箇年間に食糧の自給態勢を確立しようといふ方針をもつて進むならば、今後ますます農地局の責任は重大になつて参るわけでありまします。その仕事を完全に行ひ、政府の施策を末端まで徹底せしむるためには、むしろこの際はそれにふさわしいような態勢を整備する必要があると考

えておつたのであります。審議の過程におきましては、農林省の主張もあらゆる角度からなされたわけでありまします。今国出ました案といはしましては、われわれの最初の考え方とは多少形のかつた案が出ております。その点に對しましては、こうした考え方といささか違つた形ではございますが、責任上はいかなる機構にならうとも、われわれの食糧増産を果すための農地局の事業といはしまして、あくまでもこれをやり通すという決意を持つて進めて行くわけでありまします。

をしております。

○井上(良)委員　はなはだ抽象的な答弁ばかりでどうも要を得ません。従つてこれ以上質問してみました、その場のがれの答弁でございまして、われわれ納得するわけには参りません。

ただ最後に私申し上げておきたいののですが、野田さんにしても、野原さんにしても、統計調査の重要性を認めておると言いながら、事実はずつと違ふ。また現に一生懸命やつていと言ふけれども、一体今の郡単位のサンプル調査による収穫調査、その他の農作物調査について、あんなもので満足だと考えておるのですか。あれではつづりわかつておるじやありませんか。少くとも町村単位まで調査員を配置して、いよゆる一筆調査まで農業の作物調査を下さなければ、ほんとうのいい調査はできません。現にまた農業共済の被害調査においても、実際の損害評価を押える場合困つておるじやありませんか。現実にはそういういろいろな統計調査の重要性の場面にあつておりながら、逆に政府の方では人を減したり、予算を削つたり、機構を縮小するところが多い。人を減しておる

いて、予算を減しておいて、機構を縮小しておいて、それで統計調査は一生懸命やっております、こんなにやつておりますと言つたつて、そんなりくつはどうか通るか。三つの子供に言うたらいいかもしませんが、そんなわけに行きませんぞ。同時に野田さんもあなたは建設省や大蔵省のことは詳しくいかもしませんが、農林省のことはいとも検討を加えてもらわなければいけません。現実には仕事ができません。

あなたの答弁をきかずからずと聞いておると、どうも行政機構改革という一つのわきをきめておいて、それが男であらうが、女であらうが、子供であらうが、おとなであらうが、この着物を着よといつて、無理に着れぬ着物を着せておるようなやり方を現実にしていくのだ、そういう改革というものは、まったくものを固定化させ、退化させて、ちつとも発展的に能率の上る行き方じやありませんよ。外局を廃止して内局にする、あるいは部制を廃止するということによつてこの能率が上るといふ説明は一つもされぬじやないか。内局を外局にしたときにはその必要をもつてやつておきながら、外局を内局に直す場合において何れも納得する――事務能率を高め、国民をしてなるほどと思わす答弁がされない。そういう画一的な行政機構を農林省の行政に当てはめられたのでは、農政全体はうまく行きません。だから、私も遺憾ながらこの改革案に賛成するわけには参らぬ。もう少しあなたの方でお考えを直して、根本的に農林行政に対して親切な態度を私は切に希望しておきます。これ以上言うてみたつてこんなにやうく問答になりますからやめておきます。

○青木正三委員長代理 河野謙三君。
○河野謙三委員 時間もありませんので、私はきわめて率直に、端的に、しかも不慮に申し上げますから、言葉の行き過ぎ等があるかもしれませんが、あらかじめその点を御了承願います。

午前中から同僚の委員諸君の質問に對する野田大臣の答弁を聞いておりますと、私は何かよろしくということず

けを受けたような気がする。よろしくじや腹はくちくならない。少くとも政治をやる以上は、国民の生活にプラスになるような、腹がくちくなるようなことをしなければならぬ。あなたの気持はよくわかります。わかりますけれども、氣持だけでは腹はくちくならない。でありますから、氣持にプラスして、その氣持の内容はどこにあるかというのを私は御答弁願いたいと思ふ。

そこでまず第一に、行政機構を改革して、これを能率化して経費の節減をはかるといふことになれば、三千五百人の人を減らすというが、それは一体どこでどういふふうになるのか、部長さんが減るだけでは三千五百人にならない。外局を内局にする、部を廃して課にする、こういうところに重点を置いて三千五百人というものの内容があると思うのですが、こまかく各省ごとに向うのも時間がかりますから、農林省の場合は三千五百人のうちにどの局で何人どの局で何人ということについて、事務当局でもけつこうですから、まずこれを御答弁願いたいと思ふ。

○野田國務大臣 三千五百人減るその内容は、あとで詳しく事務当局から申し上げますが、これは各省から減るのじやなしに、御承知の特別調達庁という役所があります。今までは進駐軍、今度は駐留軍になるわけでありまして、あれがいろいろな調達を行つておつたわけでありまして、その仕事がつつと減つて参りました。それに基きまして二千人足らず減るということに相なります。また経済調査庁という経済統制を主たる任務としておりました役所

が今度やめになります。それによりまして約千人足らず減ることになります。その他石油統制の廃止によりまして六百人くらい減る。それから安定本部の廃止によりまして百何人か減ります。その他ふえるところもありまして差引三千五百人減る、こういうことになつておりますので、各省で減る部分はごく少数であります。

○河野(謙)委員 そうしますと、三千五百人の中に農林省の分はほとんど入つていない。従つてとりあえずの行政機構においては人員の減といふものはない、こういうことになるのですか。そこでなにお午前中の御答弁でつけ加えられまして、将来において思い切つた人員の整理をやる、こういうような意味の御答弁があつたやに伺うのであります。将来と申しまして、この行政機構の改革を時間的に半年も一年も待つたのでは意味がありません。少くともこういう行政機構の改革をやる以上は、かりに今国会に間に合わなければ来るべき夏の臨時国会においては、引續いてこの機構改革に基いて何人の人員整理をやるのだという一つの腹案がなければならぬ。またその腹案をお示し願わなければこの審議に私は非常に支障があると思ふ。これらについて伺いたいと思ふ。

○野田國務大臣 お答えいたします。人員整理と機構改革の問題であります。が、この前橋本君が行政管理局長官をやつておられたときに、人員の整理と機構の改革はあわせて行ふ予定であつたとところが、非常に仕事が多いので、その準備等の関係がありまして、まず人員の整理を断行して約十万人の整理をやつたわけでありまして、それで機構

は追つてやるといつて、そのときはやらなかつた。それを今度はやるといふことになるのであります。従つて、今回は先ほど申しましたように、役所で仕事が多くなつてやめるといふようなものにつぎましては人が減るのであります。が、この前十万人の一応の整理を了しておりますので、今回の行政機構改革には人員の整理はあまり出て来ない、こういうことになつております。

な。なお将来の方針といたしまして、行政機構の内容をさらに検討するがために、行政審議会というやうなものを設けまして、あるいは別に法令整理本部というものを設けまして、政府が現在やつてゐる仕事の内容で、それがほんとうに必要かどうか、多少省略し得るものがあるかどうかといふことをしさいに検討し、役所の仕事の執務方法、やり方、機構、いろいろな点を十分研究いたしまして、今後仕事が減ると、また仕事の能率を上げるというこゝによつて当然これだけの人が浮くといふのを確かめまして、それに従つて人員の減少なりまた機構の縮小なりをやる、こういうことに考へてゐるわけでありまして。

○河野(謙)委員 そうしますと、今度の機構改革は、この前やりました人員整理の善後措置としての機構改革である。従つて今度の機構改革によつてこれに基く人員整理の問題は起つて来ない、こういうわけですか。
○野田國務大臣 今回の行政機構改革そのものからは起りませんわけです。しかしながら、将来人員整理をやる場合におきましては、今回の行政機構の簡素化あるいは整理ということが、そ

の基礎として役に立つと考へております。○河野(謙)委員 くだいようですが、そうすると、将来人員整理をやる場合には再び機構改革をやつて、それに並行して人員整理の問題が出て来る、こういうことですか。

○野田國務大臣 その場合には、機構改革も若干起るではないかと思ひます。そのほかに、執務方法の改善とか、あるいは今まであつた法律をやめるとか、あるいは、たとえば許可制度があればそれをやめるとか、屈出制度をやめるとかといふことによつて当然人が浮くといふやうなことに對する人員整理もあると思ひます。

○河野(謙)委員 同僚委員からたびたび、今度の機構改革は単なる機構いじりである、内容がないといふ意見がありました。が、私も遺憾ながら機構いじりに終つてゐると言わざるを得ない。これによつて人員も整理できないのだ、三千五百人の内容すらもこの機構改革にはほとんど関係ないのだ。従つて経費の節減もこれによつて生れて来ない、こういうのなら何のためにこの機構改革をやるか。そこらの印刷屋さんや判こやさんが繁昌するだけで、何の得るところもない。こういうふうに思ふのです。意見になりますからあとづけ加えませんが、この際もう一つ伺いたいののは、先ほど共管による事務の煩瑣、これにより国民に与えるいろいろな悪影響、こういう問題について同僚の委員から指摘され、またこれについて同僚の意を表されましたが、この共管の問題、たとえば先ほど出ました水道の問題、衛生の問題、その他国立公園の問題、またわれわれ農林関係で

言えば肥料の共管の問題、こういうもの
の共管による事務の煩瑣、これによ
り国民の受ける迷惑、こういうこと
について同感の意を表され、共管の問題
についてはできるだけ早く整理した
い、こういう気持をさつき御発表にな
りましたか、それはいいおやりにな
りますか。少くとも今国会は間に合
わぬでしようが、来るべき臨時国会でこれ
を必ずやるという約束ができますか。

○野田國務大臣 共管の問題は役所、
要するに一つの行政事務がある機関と
ある機関との間にまたがる、両方に関
係があるというのが共管だと思いま
す。多くの問題は役所と役所の間であ
りますが、省と省との間が一番問題に
なるのであります。この問題につきま
しては、今後設けられます行政審議会
におきまして取上げて検討するまづ先
の問題として取扱いたい。もつともそ
ればかりではありません。それと並行
して政府側においても研究いたします
が、この結論を待つて実行いたした
い、こういう考えであります。

○河野(謙)委員 国民が真に希望して
いる共管問題の整理、こういうものを
むずかしいからということだん／＼
延ばしておつて今度のように内容のな
い、単なる機構いじりだけをやること
は——今度の行政機構改革は国民の期
待に反すると思う。

さらに私はこの際伺いたいのです
が、職階制の改正の問題なんです。先
ほど坂田委員の質問に対して、野田大
臣も、かつて大蔵省の役人をしてもら
れた時代のいろ／＼の経験によつて、
少くとも一局二課制のような理想をか
りにも持つておられるようすです。そ
うだとすればこの職階制の問題が起つて

来る。課の統合廃止をやらなければど
うしても徹底した行政整理はできな
い、こういうことを言つておられるの
ですが、職階制の改正というものは一
体いつできますか。また人事院の關係
があるでしようが、今まで人事院とこ
の問題について折衝をされた経過がご
さいましたらひとつ御説明いただきた
いと思ひます。

○野田國務大臣 御承知のように、今
まで人事院は内閣との關係におきまし
ては独立のような關係になつておつた
のであります。今回の行政機構改革
におきまして、總理府の外局というわ
けで国家行政組織の中に包摂されるこ
とになつております。そうして各方面
と連絡をとることになります。ここに
おきまして、さつき、行政機構の問
題と職階制という問題は相連させま
して、緊密に連絡をとつて、将来適正
な改正の方向に向ひたい、こう考へて
おります。

○河野(謙)委員 次に伺いたいののは、
先ほど来伺つておりますところの外局
は、何だか大臣の監督の外にあるよう
な印象を受ける言辭さえも吐かれるの
ですが、結局問題は大部分は人事の問
題だと思ふのです。人事の問題といえ
ども、かりに外局であつても、実情に
おいては各省大臣は外局の長官から人
事の問題の相談を受けていないわけも
ないし、ただいたずらに何万という職
員の一々の任免についての判を押すとい
う事務的な煩瑣を避けるというだけ
に終つておられるのです。私は、實際に
おいて内局と別に大臣の監督が屈かない
とか、また大臣の監督の外にあるとか
いふような運営は、農林省はもとより
どこの省においてもそういうことは行

われていないと思ひますが、これにつ
いて大臣は、やはり外局というものは
字で書いた通り内局と全然別個に、大
臣の監督の屈かぬ範圍にあることが非
常に多い、従つてここに非常に弊害が
出ているというふうな御認識を持つて
おいでになりますか。

○野田國務大臣 人事の問題につきま
しては、お示しのように、法制上にお
きまして外局の人事は外局長官が自分
だけでやることになつております。従
つて本省との人事の關係は一応切れて
いるわけでありまして、もちろん大臣が
口を出されてあやれやれとやれとおつ
しやれば、外局の長官は事実上聞くこ
とは多いと思ひます。しかしながら、
一々大臣まで行かないでも、普通そう
いう事務は、やはり事務次官のところ
で処理するべき問題だろつと思ひま
す。外局というものと事務次官という
ものは非常にデリケートになつており
まして、むしろ外局の長官は事務次官
の下につかないといふことをもつて原
則にしております。これをもつて、事
務の円滑なる運営、協力という点にお
きまして、やはり外局でやつてゐる仕
事が内局でやつてゐる仕事と非常に緊
密な連絡をとらなければならぬといふ
ものにつきます。これは内局にしま
た方がより能率を上げ、より明確に執
行できるのじやないか、こういう考へ
方をしているわけでありまして。

○河野(謙)委員 私は具体的に伺いま
すが、今外局なるがゆゑにどういふ弊
害が起つておりますか、私はそれを伺
いたいのです。内局と外局の間はなる
ほど組織の上においては違ひます。違
ひますけれども、現実においては内局
と外局とは同じような運営をされてい

る。大臣とのつながりも私の知つてい
る範圍では何らそこに區別がない。特
別会計を持つておりましたも違ひぬと
思ひます。しかし、これは實際に違つ
ておる、實際にはこういう弊害があつ
たから内局にするのだといふ、具体的
な事例をつかんだ上のことではなけれ
ば。こういう案は出て来ないと思ふので
すが、私は裏面にして、外局なるがゆ
ゑに内局と違つて、非常に大臣との直結
が悪い、従つていろ／＼な弊害が起つ
ているといふことを聞いていないので
す。むしろ外局なるがゆゑに非常に長
所を発揮してゐる。大臣の決裁でも、
いたずらに事務的なものを避けて能率
的にやつておる、こういうふうには私
は承知してゐるのです。大臣はそれと逆
な弊害の面を指摘されておるようす
が、たくさんはいりませんから、具体
的に、たとえばどの省の外局のどこで
どういふ問題があつたといふことをひ
とつ教へてもらひたい。

○野田國務大臣 あまり個々の問題に
ついては、私はむしろ触れない方がよ
ろしいと思ひます。私は外局の人事と
内局の人事との間に差があるといふこ
とは事実だと思ひます。役所によつて
いろ／＼違ふでしよう。制度におきま
して、いろ／＼な關係におきまして、
あるいはごく最近わかれたような役所
とか、またずつと古い役所といふこと
によつていろ／＼違ふと思ひますが、
やはり制度として新しい制度をつくり
あげます以上は、制度の本来の趣旨に
従つて円滑にものが運ぶといふふう
にした方が行政組織としてはよろしい
ではないか、こういうふうな考へてお
るわけでありまして。

○河野(謙)委員 一つの例を農林省の

食糧庁にとりまして、食糧庁を食糧
局にしたからといつて、急に大臣の意
思がよく徹底してこれが能率的に行
くといふように考へるどころか、逆にこ
ういふことによつて——今度の機構を
改革して、部制を廃止したすことによ
りまして、ますます弊害が起つて来る
と思ふのであります。過去において農
林省にその例があるのであります。大
臣も御承知のように、農林省の中で林
野庁にからず木炭事件といふものがあ
つたが、これは結局組織の欠陥です。
あまり組織を簡素化して、組織と比例
しないところの事業を特別会計で林野
庁でやらしたために、五十億も六十億
もの不正事件が起つた。一年に五千八
百億からの事業をしてゐる食糧庁は、
本庁の職員が六百人でありますから、
一人の事業分量は十億であります。こ
れだけ膨大な事業をしてゐる食糧庁に
あつて、形式にとられて機構の改革
をやることによつて、かつての林野
庁と同じような弊害が出ないといふ断言
は断じてできないと思ふのでありま
す。むしろこの意味においては行政整
理は私は賛成であります。役人は多過
ぎると思ひます。首を切らなければなら
ぬと思ひます。しかしながら、首を
切る場所と時といふものがおのずから
あります。しかるに、特別会計で五千
八百億からの国の予算にもひとしいよ
うな大きな事業をしており、一人の事
業分量が十億からの事業分量を持つて
ゐる食糧庁に対して、かりそめにも今
この時期においてこういうふうな機構
いじりをするといふことについては、
そこに非常に大きな弊害が——かつて
の木炭事件のようなことが起らないと
は断言できないと思ふのであります。

私は米価審議会の委員をしておりますが、その委員をしておつて一番不愉快に思うことは、中間経費がさつぱり出ないことであります。長官に聞いてもわからない。一年や二年長官があそこを腰をおちつけても、仕事が大き過ぎてわからないのであります。それほどあそこは非常に複雑怪奇なところであります。そういうところで、今の三部制でさえも困り抜いているところを、部長制を廃して上の方だけ簡素化するということのようなことはまつたく間違ひであります。私は何も農林省のひいきばかりするのではありません。私が農林省で一番心配しているのは食糧庁であります。大臣もその点については御同感だと思ふ。食糧庁については非常に心配の点があります。現に食糧庁長官が何度かわつても——一般には長官がかわれば長官なり、局長がかわれば局長なり、長官や局長の性格というものはおのずからその監督の仕事に現われて来るのであります。食糧庁長官が何度かわつても食糧庁の性格というものはかわりません。微動だもしません。下の方にしつかり根つこを張つており、上の方は屈かない。そういう意味において、今度の食糧庁の例だけをとりましても、あまりにもこれは食糧庁の現状の認識を欠いている。そういうところからこういう問題が出て来るのだと思ひますが、食糧庁については、いかなる認識をもつて今度の機構改革に臨まれておるか、これをこの際伺ひたいと思ふのであります。

○野田國務大臣　私は、食糧庁の人にそういう不正があるとは思ひません。それから食糧庁は今外局である。そういう外局であるものを内局にするとい

うことにつきましては、いろいろ見方もあるだろうと思いますが、しかし、その人々と本省の人とが一緒になつて仕事をするということになりまして、別に弊害は生じない、むしろ清新の氣が注入されるのではないかと思います。人の点などにつきましては、食糧庁の長官は農林大臣が任命されるのでありますが、そういう点について今まで十分注意されて来ておるだろうと思ひます。私は、そういう点についてここで批評がましいことを言うことを避けたいと思ひますが、私は制度本来の、今日の国家行政組織法の建前から申しまして、やはり責任關係を明確にし、能率を上げ、他の農林省のプロパートの内部部局と緊密なる連絡をとつて、事務的にも十分に連絡をとつて、あるいは交流をして、適正な運営を期するといふ意味から内局にすべきである、こういう考えを持つておるのであります。

○河野(謙)委員 同じことを繰返して、おるだけでどうもはつきりしないのですが、そうすると内局にいたしました、今度人事權が当然、若い男まで大臣の直接の監督に入りますが、その場合、たとえば農林大臣の場合、農林大臣がそれを實際にやれるとお思ひになりますか。私はかりに長官がそういう理想を持つて外局を内局にされても、それじややういうふうになつたからといつて、食糧庁なり、林野庁なり、こういうものを、その制度のきまつたそのままだに、大臣が實際にやれると思ひますか。ほとんどこれは形だけなすうなりすすけれども、内容は従来と同様に委任事項になりますか。何も私はかわつて来ないと思ふ。こういう

ふうに私は思います、大臣は、どこまでもこの外局を内局にすることによつて、他の局と同じように大臣がやつて行ける、こういうふうな事実問題としてお思ひになるか。これを伺いたい。

○野田國務大臣 私には内局になつた場合には、重要人事はもちろん大臣がやられるだらうと思ひます。それからそれ以下の人事につきましては次官がよく見るだらうと思ひます。それから以下の人件になりますと、局長が主としてこれに當る。各省ではそうやつておりますから、おそらく農林省でもそうなるのではないかと思ひます。

○河野謙三委員 この話は繰返しても仕方ありませんが、最後にもう一ぺん申し上げますが、外局であつても内局であつても、実情においては外局も内局と同様に事務次官につなぎ、省議にも同様に於て、そうして何ら局長と長官の間に差異なく運営されておるといふのが実情です。組織と運営の実情は違ふと言ひますが、実情は組織がどうであつても同じに運営されておる。こういうことが実情であるので、どうも何も外局なるがゆゑに、私は弊害は少しも起つていないと思ふのですが、それでもあえておやりになるというところにきましては、私はその理由がわかりませんけれども、これ以上同じことを繰返しても同僚諸君に迷惑をかけるかと、私はやめます。

もう一つ伺いたいのは、先ほど大臣は昔の一局二課制、こういうことを言われましてが、その当時の一局二課制の場合の課の人員といふものは一体どのくらいであつたでしょう。

○野田國務大臣 私は一局二課制のととの課の数はよく存じませんが、私が

課長をやつておつたときは、もちろん一局二課制ではありませんが、そのとき一番課員の多かつたときは百五十人でありました。

○河野(謙)委員 そうしますと、大臣としてこの仕事を担当されている以上は、将来について一つの構想を持つておられますか。将来の構想として一局二課制が何か知りませんが、かりに一局二課制というもの理想に持つておられる以上、やはり昔と同様にその二課制の場合の一つの課は百五十人というようなことを、一つの単位として考えようもさしつかえないようにお考えになつておられますか。

○野田園務大臣 それとは全然違う問題でありまして、私が一局二課制のときにとのぐらいたつたかといふことを、私は記憶いたしません。そこで私は自分が課長をやつておつた場合、そのときに一局二課より少し多かつたと思ひますが、そのときは自分の課で百二十人であつた。将来どういふふうに行くかといふことにつきましては、これは行政審議会でも十分御審議願ひ、また法令簡素化本部で審議願ひ、また政府といたしましても研究して、一局は何人だといふようなことを、しやくし定規的にきめるということは、はたして適當かどうかといふことを、十分検討しなければならぬ、こういうふうな考へております。

○河野(謙)委員 もちろん面的にこれはきまるものではありませんが、しかし一応やはり課長ともなれば人事に對する監督権といふものを嚴重に持たなければなりません、その場合に私は願ひ範圍といふものは、昔はどうであらうと、このやかましい時代におい

ては百五十人以上におかた。百人でも私
とてまいかぬと思うのですが、およそ
この限度というものは、今の二十人、
三十人、四十人の程度は別といたしま
しても、少くとも五十人以上の職員を
自分の部下にかかえた課長というもの
は、なか／＼やつて行けないと思いま
すが、この点は話がこまかくなります
けれども、一体どういう認識を持つて
おられますか。

○野田國務大臣　これは仕事の性質に
もよるわけであります、たとえば非
常に事務的な手先の仕事というものが
多いところになりますと、相当人数が
多くなつておる。非常に頭を使わなけ
ればならぬむずかしい仕事をしておる
場合には、部下の数が少くともやはり
課長の負担は重い。こういうわけで、
仕事の性質によつて私はいろ／＼かわ
つて来ると思います。

○河野謙三委員　仕事の性質によつて
もちろん人員は違いますが、しかし私
は事業分量と人員というものは、正確
な正比例はしないまでも、一つの比例
はなくてはならぬと思うのですが、こ
れはまつたく無関係とお思ひになりま
すか。それともやはり一つの比例は持
つべきであると思ひますか。

○野田國務大臣　それは非常にいい御
質問であります、そういうことをぜ
ひとも研究しなければならぬと考えて
いるわけです。今までの日本の行政制
度は、そういうことの研究が足りませ
ん。だからこれから行政審議会におい
ても、あるいは行政管理庁におきまし
ても、そういうことをできるだけ科学
的に十分検討して、適正な組織を持つ
て行かなければならぬ、ぜひそうしな

100% of the respondents were female, and 100% were white. The majority of the respondents were aged 18-24 (50%), followed by 25-34 (30%). The majority of the respondents were students (80%), followed by employees (10%). The majority of the respondents were from the United States (80%), followed by Canada (10%).

ければならぬと私はかたく思つております。

○河野(謙)委員 どうも妙なところで、はめられたのですが、私は具体的に同一の性質の仕事であつた場合には、事業分量によつて人員は正比例する。これは私は間違いないと思ふ。しかるに建設省の現在の仕事と、農林省の農地局の仕事は、むしろ農地局の仕事の方が幅が広い。しかし大体同じ性質のものだ。ただこちらの方が、先ほど川の話があらましが、事業分量よりもむしろ仕事の内容が複雑性を持つてゐると私は言へると思ふ。かりにそうでなくとも、大体これは事業の性質は同じであります。そうであれば建設省と農地局の仕事の分量和人員というものは、大体正比例して間違いないのではないかとと思ふが、これさえも事業の内容が違ふ、こういうふうにおつしやいますか。

○野田(國務)大臣 これは非常にむずかしい興味のある問題であります。これは私算の査定というものを長くやつて来たのでありますが、予算の査定の際には、必ず準備を出して来る。どういふ件数が何件あるからこれを一日に、あるいは一時間に何件さばく、ところが一日に何件さばくには何人いるというのを計算して出して来るわけでありまして、これは役所によつてまち／＼であります。なか／＼うまくできておりません。それは係の人が一応その場で予算のいろ／＼な請求をするときに、よくあなたも御承知だと思ひますが、みな集つてこのぐらゐにしようじやないかと目分量でやる場合が多いものですから、いろ／＼準備が違つたりして来るわけです。これ

をもつて主計局へ来るわけでありまして、それを並べてみますと、実に各省まち／＼ということになるので、なおもつとよく検討して、そうして適正なところをおろして行くというのが、これは主計局の役目であると考えておりますが、私の今まで考えておるようには、なか／＼主計局も持つておられません。従ひまして、役所の事務の繁閑の状況とか、また能率の上げ方を見ますと、各省それ／＼まち／＼になつております。これは私はただ抽象的に申すばかりでなしに、行政制度のいろ／＼な査察制度がありまして、査察の結果の報告がたゞさん来ております。それによりまして各省すいぶん能率の差があり、仕事の繁閑があるという点も認めざるを得ない事実であります。こういう点につきましては、今後十分検討を遂げまして、能率をできるだけ上げると同時に、各省に行つて仕事の繁閑がないようになんばいしなればならぬというのを、経理の点におきまして、また行政機構の点におきまして、十分配慮して行かなければならぬと思ふのであります。今後河野さんあたりも十分なる御協力を願ひたいと思ひます。

○河野(謙)委員 私は建設省の仕事の性質と農地局の仕事の性質はまったく同一とはいへませんが、やつておることが大体同じものではないか、従つてこの二つの間においての事業分量和人員とは、やや正比例してしかるべきものではないか、こういうふうな思つておりますが、私は建設省の仕事についてとやかく言うのではないのです。建設省の人が多くとか、局が多いとか、部が多過ぎるとかそんなことを

言うのではない。ただそれとこれを比較した場合に、これは同じまな板の上に乗せて比較検討されてさしつかえのないものじやないか、こういうようなことを考へてゐるのですが、たま／＼長官は建設省の大員もしておられますが、建設省の仕事について詳しいのでありますから、建設省の仕事と農地局の仕事は私は同じだと思ひますけれども、本質的にどこが違ふ、従つて本質的に違ふから人員の比例もあつて、うな非常な大きな開きがあると、こういうふうにおつしやるのか、それともどういふ他の事情で、建設省と農地局の仕事と、人員の差、もしくは組織の差、こういうものが出てゐるのか、これをひとつ伺ひたいと思ひます。

○野田(國務)大臣 私は大きく見れば両方とも公共事業であり、あるいは水に關係した仕事であるという点においては一致してゐると思ひます。しかし農林省のやつておられる耕地の仕事と、河川局の仕事とは、ものによつて相違がある。これは一々の問題についてよく検討いたしませんと、私は責任ある答弁はしかるわけではございません。仕事の性質が相當似てゐるものがあるといふことは事実であります。しかしそれは役所だけではない、仕事というものは役所だけでなく、御承知のように民間の人々も仕事をされる。それに対してどれだけの役所がタッチするか、あるいは仕事をされる場合には直接で仕事をする場合もあれば、請負いでする場合もある。たとえば人員にしまして、それを直接でやる場合と、請負いでやる場合と人員がすいぶん違ふ。だから役所だけ

でなしに、それはどういふ仕事をするかによつてきまる問題であります。あるいはその下に区を使われる場合、あるいは市町村を使う場合と、いろ／＼こういう点において違つて来る、こういう点を深く検討いたしませんと、的確なる仕事はできないのではないか、こういう意見を私は持つておるのであります。

○河野(謙)委員 建設省と農地局の仕事は大体において似通つたものであります。こういうことは今大臣もおつしやつたのですが、しからばその似通つた仕事において、建設省に比較して現在の農地局のあの陣容では、私はできないとは申しませんが、相当なものは煩瑣の仕事に追われてゐるのではないかと。こういうふうにはお考えになりますか。

○野田(國務)大臣 私はその仕事の内容を一人々々がどういふ能率を上げておられるかというところは、実際に當つて自分で見ないと何とも申し上げかねるわけでありまして、私はある程度仕事はなれておりますから、農林省へ行つていろ／＼な具体的な仕事について見れば言へると思ひますが、まだそこまでは當てられませんので、その点の批評は差控えます。

○河野(謙)委員 あなたが今當てゐるひまはないでしようが、少くともあなたは、こういう機構改革の案を出される以上は、部下から、農林省を初め各省の仕事の事態をつかんで、これによいといふことになつて出されたと思ふのです。部下からの報告はどうでございましょうか。

○野田(國務)大臣 部下からの報告は、あるところにおいては農林省の仕事が

○河野(謙)委員 どうも一緒に片づけなければならぬ問題を將來の問題として切り離されるので非常に困るのであります。私は意見をつけ加えますが、水産庁はなるほど林野と食糧の關係ほど近くはないけれども、さればいつて水産庁が農林漁村の關係において、これがまつた他省のどこにも持つて行くべき性質のものではない。またこれを一部の人や言うように、水産庁として独立すべきものでないことも当然だと思ひます。そうすると結局今の形のままで農林大臣の監督のもとに置く、

こういうことに私は将来ともかわりはないと思う。そうだとすれば、私は水産庁を内局にしろという主張ではございませうけれども、水産庁を外局にしておいて、林野庁なり食糧庁を内局にしなければならぬという理由は、性質が違ふからとおつしやいましたけれども、それは一省に独立すべきであり、また他の省にこれとくつくつものがあればくつつけるということであれば、これは暫定処置として水産庁として切り離して考えることも納得しますけれども、そういうただ千何百人かの人員を擁する水産庁が、事業分量と人員とは、比例しないとか言われますけれども、いづれにしても千四百人という人員を擁する水産庁を外局にしておいて、ほかの外局を内局にするというについては、何らか私は他に深い意味があるのではないかと思ひますが、これをばなはだ失礼ですけれども、深い意味があるなら率直にひとつ言つてもらひたい。

○野田國務大臣　水産庁につきましては、先ほどから申し上げましたように、外局はこれをやめまして、原則として内局にするという方針に対する例外であるということは申し上げた通りであります。どういふわけでそういう例外ができたかということについては、先ほど来繰返して申し上げました通りに、農林というものは密接不可分のものであるということ、私は耳の痛くなるほど聞かされている。その際、にはやはり水産の話が出て来た、水産と農林が薄い。農林は非常に濃いといふことを私はいやになるほど聞いた。

それを言つた人はでたらめだとおつしやるならそれまででありますけれども、やはり相当の方がおつしやつたな営におきましても、水産委員会という特別な委員会をつくつておられる。どうしてああいう例外をつくつたか、ほかのものにはそういう例はないのであります。あれは例外です。どういうわけで例外があるかと言へば、おそらく水産というものの性質から来ているのではないかと思ひます。先ほども申しましたように、参議院では全会一致で水産省をつくらうという決議みたようなことをしておるわけです。こういう点は、それもまたそんなばかな意見と言へば言えるでありますけれども、そうも簡単に私は言へぬのじやないかと思ひます。

こういうわけで諸般の事情を勘案し、また漁業の実態を見ますと、何と言いましても、水産のおもなものは港をつくることと船をつくることにあつて、こういう事柄を見ましても、海に關係が深い、私はそれ以上申しません。が、いろ／＼な点を勘案しますと、これだけは例外的外局にしてくれという農林省もそういう気分でありました。が、私はそういう取扱いをするということについて、あなたが根拠のないものではない、こういうふうに考えている点を十分御了承願いたいと思ひます。

○河野議員 水産庁の問題は私のこのくらいにします。ただ参議院でいろいろの意見もあつたようですが、ごく最近水産委員の方からは、農林委員会と水産委員会が別であつては何かと不都合であるから農林委員会とぜひ一

緒になりたい、こういう意見も議院内
でしかも水産委員の方から出ておる、
こういう事実もあるということをよく
御記憶願つて、今後とくと御研究願ひ
たいと思う。

それから最後に私は技術関係のことについて伺いますが、先ほど来技術を尊重しなければならぬ、科学の尊重をやらなければならぬ、こういうお話がありました、これは少し私の意見もつけ加えさせてもらいたいと思うのですが、戦争中から戦後にかけての農林行政の一番の邪道は、分配の行政に重点があつて、指導、研究、改良という農林行政の本来の姿がどこかへ行つてしまつたのです。そこに大きな欠陥があるのです。これももし天下国家を論じさせるならば、この間の戦争で負けたのは、要するに日本人は勤勉努力であつた、しかし勤勉努力の上に賢明の二字がなかつた。愚なる努力を重ねたために、竹やりだつたから負けたんだ。日本人の勤勉努力というものは今後も続くのだ。しかしこの上に賢明の二字がほしい。たとえば農業関係でいえば、農政の本来の姿というものは指導、研究、改良、この面にほとんど全精力のうちの八、九十パーセントが注がれてしかるべきものだ。そうでないならば、いたずらに愚なる努力を続ける、いたずらにすぎ、くわを振う、こういうことになつて、いかに食糧増産だ何だということで役人が旗を立てましても、愚なる指導をしたのでは何にもならぬ。そういう意味からいまして、今回の行政機構改革におきまして、こういう点に少しも意を用いておられない。たとえば先ほどからお話の改良局の仕事にいたしても、また

統計調查部の仕事にいたしましたし、農政局の仕事にいたしましたし、少くもそこに意を用いていない。特に改良局のごときは、昔は少くとも大臣の諮問機関と言われるような技術官がおつて、農林大臣の最高峰にこれらの人がすわつていて、技術の研究、指導、改良をやつた。しかるに改良局の中の、内容において最も重きをなしておるところの權威ある技術官である部長、これを廃止して一体何の改良局があるか、何の内容があるか。先ほど職階制の改正

これをやる。私はとんでもないことだ
と思う。少くとも検査とか統計とかい
うものは、まづたく大臣以外のだれの
支配も受けないところの完全なる獨立
性を持たせなければ、ほんとうの調
査、研究、改良なんというものはでき
るものではないですよ。しかるに今す
での統計調査部でさえも完全な獨立性
についてどうかと思つておるのに、こ
れを農林蛭居局の中に入れて獨立性を
さらに疑われるような組織の中に入れ
るということは、私はどうかと思う。

少し脱線しますが、検査の問題でも
そうであります。食糧庁の中に検査課
を置く、米は食糧庁以外買つてはいけ
ない、その食糧庁の中に検査官を置き
て、自分が買うものを自分が値をきめ
る、そして人に売つてはいけない、そ
こに必ず弊害が起ります。

専売公社の問題でもそうでありキ
す。タバコは専売公社以外に売ってけ
いけない。どこにも売ってはいけな
い。そのどこにも売ってはいけないタ
バコを、専売公社の職員が鑑定官の名
において値段をきめる。私の地元にお
きましては、鑑定人に自分の娘を提供
してタバコを一級上げてもらったとい
うデマか何だかある。検査は尊厳でな
ければならない。統計も同様でありキ
す。しかも農林省の統計というものけ
単に農林省の統計ではない。末端の町
村長も、自治体の行政において農林省
の統計調査の数字はきわめて權威ある
ものとして、村長や町長がこれを非常
に参考にして、自分の村の行政に資し
ているわけです。こういう際に、今ま
での統計調査の独立性というものをさ
らに後退さしてどういう他の局に入れ
るということをどうしてお考えになつ

たのか。これはいかにあなたが尊重しておると言われましても、尊重している形が現われていないのです。この点について、少し技術関係、統計関係、検査関係についての御認識を伺いたいと思います。

○野田閣務大臣 技術官の尊重の問題は私は同感でありまして、とにかくいろいろなポストはありますが、私は技術官でも局長にも事務次官にもなれるというようなことも考えなければいけません。ぬのじやないかと思っております。

それから今お話があつた統計調査の問題であります。統計調査をうんと活用しようという意味から、今度御承知のように農政局を農林経済局という名前にかえました。これはかなり積極的な意味を持つております。さらにそれに包摂して、統計調査をしつかりしたものにして、こういう熱意を農林省として現わしておられる、私はそう思つております。

それからなお農林省における調査統計の監の問題でありますけれども、これは監にしたから軽んじたということではない。かえつて統計調査のしつかりしたものをつくる、こういう熱意でできておる。これはただ農林省ばかりの問題ではありません。他の省も共通の問題であります。そのへんを十分御了承願ひたいと思います。

○河野(謙)委員 私は監の問題であるとかデラ幹の問題などを言つてゐるのではない。要するに検査、統計、調査というものは完全なる独立性を持たせて權威あるものにならなければいけません。權威を侵すような組織はいかぬ。こういうことを主張しておる。現に今度の農林経済局、これに入れることに

ついて、統計調査の数字をこれから一番使おうとする共済の保険の方もこの局長の下にあるのです。同じ局長のもとに、片方では数字を出す、片方ではそれを利用する。一体どうなりますか。今の食糧庁の検査と同じです。少し食糧庁の特別会計が赤字になりかかると、食糧庁長官が自分で命令して、検査官にこれは少し特別会計が苦しくなりそうだから検査を厳重にしろと言つと、すぐ三等米が四等米になる。これと同じ類のことが統計調査に行われる危険がないかということを断言できますか。少くともこれは局とか部とかいう問題ではない。私は極端にいえば課でもいいと思つて。これは全然大臣の直屬で、だれの支配も受けないという尊厳を保てるだけの組織がほしいと思つて。それをどういふことにするのは私はきつめて邪道だと思つて。同時に統計調査の現状というものについて認識がないと思つて。保険の問題だけでも、私は先ほど申し上げたように少しく現状を勉強してもらいたいと思つて。そうであるまいと、これはとんだことになりまふ。この数字につきましては、どこまでも今後の農林行政の基本になる、こういうようなことから、私は特にこの問題を部とか課とかいうのではない。部とか課とか局にするということではない。繰返して申し上げまふ。独立性を持たせる。私は役人のまわしものでも何でもない。独立性を持たせる。いかにして独立性を持たせるか。独立性の問題になりますと、少くとも現在よりも今度の農林経済局に行つた方が独立性について疑わしくなつておると思つて。そういう点はどうか。この点を伺つておきたい。

○野田閣務大臣 統計調査の独立性の問題であります。これは日本の一般の統計全体について厳重にやらなければならぬと思つております。統計の問題は今後行政管理局にも参ります。統計の問題についての信憑性確保という点から行きて、あくまで中立性のもので行きまして、あくまで中立性について考へております。そういう点につきましては、農林当局も十二分にその点は考へておられるというふうに存じます。

○河野(謙)委員 まだいろいろお尋ねしたいこともありますが、後ほど同僚委員から林野庁の問題等についてもいろいろ質問があるはずであります。から、私は一応以上をもちまして質問を終りますが、ただ私は遺憾ながら今度の機構改革は、先ほどから各委員が言われるように単なる機構いじりに終つて、何ら実質を伴つていないというこゝとをはずり本日の質問において認識いたしましたことをこの際申し上げまして、私の質問を終ります。

○青木(正)委員長代理 次に竹山祐太郎君。

○竹山委員 きようは非常に痛快な与党の背骨の通つた方々の質問があつて、野党の私の言うことがほとんどなくなつてしまひましたが、きわめて簡単に私は野田建設大臣及び通産、農林両当局に伺ひたい。

前に御説明はあつたと思いますが、今の河野さんの質問を通じて伺つておつても、今度の行政機構改革というものが、日本の独立後におけるどういふ点をねらつてやられたかという点をまづ簡単に伺ひたい。

○野田閣務大臣 日本の行政機構を独

立後の日本の実態にふさわしいようにできるだけ簡素にし、かつ筋の通つたものにしたい、かような考えでやつておるわけでありまふ。

○竹山委員 次に今議論になつておりますが、一体いわゆる外局と称するものを各省で幾つ今度なくするのですか、各省別に……。

○野田閣務大臣 外局の中には二つの種類がありますが、委員会の方は二十三が十四、庁というものは二十三が十一になります。

○竹山委員 それを各省別に、委員会の方はいいですから、外局の方をひとつ……。

○大野木政府委員 各省別に申し上げまふ。総理府で六つありましたものが七つ、それから法務府では一つだけふえます。外務省では一つありましたのがなくなりました。大蔵省では三つありました。農林省では三つありました。厚生省では一つありました。厚生省では一つありました。通産省では四つありました。一つに、運輸省では三つありました。一つに、合計二十三ありましたのが十一になります。

○竹山委員 このなくするのを見ますと、全部なくなつたものでもない。そうすると、どういふ点に重点を置かれて残し、またはなくされたか、その方針をひとつ伺ひたい。

○野田閣務大臣 庁であるところの外局のうち、主として審判的性質を持つてゐるのを存続させたわけでありまふ。

〔青木(正)委員長代理退席、委員長長席〕
○竹山委員 私はあとでいろいろ詳しく

く伺ひたいが、私の受ける率直なる感じから言いますと、きわめて事務的に今回の行政機構の改革が行われておる。そこで結果的に見ますと、通産省における中小企業庁、今やかましく論議されておるところの農林省における林野庁あるいは食糧庁という代表的に取上げられてゐるようなものが簡単に片づけられておる。この点が私は非常に問題であると思つて。一体こういうものが、今の審判的なものは別として、なぜ通産省に中小企業庁ができたか、あるいは農林省に林野庁ができたかという、できたときのいきさつを考へてみるならば、役所の単なる事務的な問題だけではないと思つて。政治的に中小企業の重要性を考えればこそ、大臣のもとに外局を置いてまでこれに力を入れようとしたのが、その当時の政治的要求であり、政府の態度であつた。農林省における林野庁の重要性を考えればこそや、食糧問題の重要性を考えればこそこれを外局に取上げられたのであつて、今質疑応答を聞いておつても、決して単なる事務的な簡素化や、単なる事務官の便宜、不便宜の問題ではないと思つて。そういう意味から見て、政治的に非常に重要な必要度をもつて置いたものを、今度の問題を聞いておつても事務的にこれを簡単に片づけられるという態度は、今の政府は私は簡単に申せば中小企業の問題や、食糧、林野、農業の問題をきわめて軽く扱つて政治的な立場に立たされたといひますか、立つておるとわれ／＼は判断せざるを得ない。そういうことで一体国内の独立後の政治情勢から見て、中小企業や農林漁業者というやうなきわめてむずかしい困難な

立場にある多数の国民に対する政治行政の立場、問題を、こゝでどうしてその軽く扱わなければならないのか。その政府の考え方の基本が私はそうとしか受取れない。そうであるのかないのか、それをまず概括的に伺いたい。

○野田閣務大臣 国税庁を徴税局とし、あるいは中小企業庁を中小企業局とし、あるいは農林省でいえば林野庁を林野局とするという事は、そういう行政を軽んずる趣旨では絶対にありません。

○竹山委員 それならば一体、中小企業庁を今度局にしなければならぬ積極的な理由を伺いたい。

○野田閣務大臣 これは先ほどから何べんも繰返して申し上げておる通りに、現在の国家行政組織のもとにおきましては、外局というものは本省から半独立のものであります。これは制度をよく御研究くださればわかりますが、とにかく半独立のものであります。大臣の直接次官を通ずる内局というものと外局とは違ふのであります。新しい行政機構の性質から見ますと、外局と内局は違つておる。でありますから、私は重要なところの政策というものは、しかもほかの内局と関連の密接な仕事というものは、これは内局においてやるべきである。大臣、次官の系統において力を入れてやるべきである、このように考えておるのであります。

○竹山委員 事務的な議論はあとにいたしますが、外局を内局にする方が大臣の行政権が強くなつて政治的にはその方が効果が多いのだ、こういう理由には少くとも国民やわれ／＼は納得ができません。なぜそれでは内局にあつ

たものを外局にしたのか。そのときの理由と今おつしやる理由とは、まるでそのときでたためのか。その場合／＼の事務当局の説明であるならば、いざ知らず、政治家としての野田大臣の御答弁としては受取れません。今今澄君の閣連質問の御要求がありますので、委員長のさしずめありますから、私の質問を一応こゝで打切つて今澄君に譲ります。

○今澄君 私この中小企業庁の御答弁については、先ほど来四回にわたつて野田さんの答弁を承つておりまして、中小企業庁ができたときは、一課中の一係であつたところのわずかな、ほんどうに見えぬか見えぬか、この中小企業者を担当する役所の機構を、この中小企業庁という一つの大きな機構へ拡大をいたしました、かつての水谷通産大臣のときの構想は、この中小企業者の要求というものを——これはあらゆる化学工業、あるいは繊維工業、あるいは機械工業、鉄鋼工業にわたつて大産業と対立し、その各局の行政の中においては大企業のみ守られて、とても中小企業が守られないという意味合いにおいて、これは独立的な対抗する役所として外庁にすべきものである。だから今度外庁というものが独立的な性格を帯びるということになれば、中小企業のある問題の処理するものは独立的な立場に立つ、しかも各局に関連しておるのである。これらの問題から判断する限り、中小企業庁の行政機構というものは、そういう見えるか見えなかつたような一課の中の係から外局に今發展したが、さらにそれを将来単独の中小企業省ともいふべき大きな責任役所にこれが伸びて行くところの要素を

持つものであつて、野田大臣の御答弁のごときもの考え方というものは、まるきり私は今日の中小企業の現状と全国の中小企業者の置かれた立場並びに中小企業者の行政に対する要望を全然取入れられておらない机上の御答弁であると私は言わざるを得ない。少くとも中小企業庁のあり方については、私は将来中小企業庁の局部課を大きくふやまして、その中小企業庁のもとに、国鉄従業員が今やつておりますようなああいう現象、すなわち企業組合、事業協同組合、あるいは保険協同組合、その他のあらゆる一切のものを連ねる中小信用保険等の現象が、その下部機関として物資並びにその他のものを大きく取扱うところの一つの強大な役所にならなければ、今日の現状のもとにおいて中小企業を救うことはできない。中小企業庁の外庁から、これを内局へ移管したそのあり方というものは、政府の中小企業行政を放棄したといふもこれは過言でないと思ふ。なぜかならば、内局に入つて一体何の対抗的な各大産業に対する中小企業擁護の政策が行われますか、この点について、野田さんのもう一度懇切な答弁をお願いしたいと思います。

○野田閣務大臣 中小企業庁を外に置かないで、通商産業省の中に包摂いたしまして、通商産業大臣、通商産業次官その他の者が結束して、この中小企業を伸ばして行こう、こういう決意であります。

○今澄君 それでは通商産業大臣にお伺いをいたしますが、あなたはこれの中小企業庁を通商産業省の中の内局にして、大臣、次官結束して一体全国の中小企業行政がやれるとお思ひですか。

か。ひとつ御見解を承りたい。

○高橋閣務大臣 この中小企業庁を内局にいたしましたのは、先刻野田君から御説明がありました通り、今度の行政機構改革で、最初根本方針として、審判を主とするもの以外は内局にするという方針がきまつたのです。それがきまりましたではある／＼の議論もありましたが、結局そういうことになりましたので、私はそれに従つて内局にすることを認めたわけでありまして、しかし野田君からも言われますように、庁を局にしたからといつて中小企業行政を軽く見るという意味は全然含んでいない。中小企業行政というのは重点を置かなければいかぬと考えております。

○今澄君 大臣にもう一つ重ねてお伺いしますが、私の質問の要旨は、内局にして中小企業者を守り得る行政が、大臣として責任を持つてやり得るかどうかということでありまして、それを簡単に御答弁願ひたいと思ひます。

○高橋閣務大臣 その点は省内で十分審議研究を尽しましたが、局でやつて行けるという自信を持つております。

○今澄君 私は今の通産大臣の答弁はまことに奇怪千万であると思ひます。少くとも、今日の通産行政というものを私どもがなげるときに、吉田内閣のもとにおいて、通産大臣は文部大臣が兼擧したときも大蔵大臣が兼擧したときもあるものであります。内閣における通産行政の発言力の弱さ、さらにまた通産省という名前そのものも奇怪しごくである。少くとも独立日本の今後の自立経済の中心がわが国の商工行政にあるとすれば、日本の商工行政

というものが日本の政治の中に占めるそのフアクター、その地歩というものは、私は特に重大でなければならぬと存じます。しかるに歴代の通産大臣は、金融関係は大蔵省の圧力で押され、通商貿易関係は外務官僚に押され、肥料の輸出の問題については農林省に押され、いずれの場合においても、他省との関連において通産省自体が立たたところの計画その他が、一体どのような状態であるかといふことは高橋通産大臣みずから十分御承知であると私は思ひます。すなわち、わが国の政治の最も重要なべき商工行政といふものが、その兼擧大臣の姿においても、その党内における比重の姿においても、あるいはそういういた各省との関連の姿においても、常に軽んぜられておるといふことを、私どもはここ数年間の事態において見るのである。第一、通商産業省などという名前からして私どもはまことに奇怪なものであると思ふ。日本の一番重大な産業行政の責任者であるあなたが、全国的な日本の経済の毛細血管であり、人員においては約八割を占めようかという中小企業者に関する問題に対して、通産大臣として内局で十分これはやつて行けるなどというやうな御答弁では、私は少くとも日本の産業行政をあずかる資格なしと、この内閣委員会において断ぜざるを得ません。われ／＼衆議院の通商産業委員会は、各党各派を超越して、満場一致の決議をもつて、中小企業庁は断じてこれを内局にすることはいけないことである。中小企業庁はむしろ拡充強化して、これを大きく伸ばして中小企業行政をやるべしという決議をしておるのであるが、その決議を

私は通商産業委員會を代表してここに申し述べる。衆議院の通産委員會が決議したこの意思決定について、通産大臣はなおかつそのような答弁をされて、一体われ／＼衆議院の通産委員會の意見に対してはどのように期待に沿われようとするのであるか、御見解を承りたい。

○高橋國務大臣　今御審議を願つております案は、閣議できめました案であるのですが、われ／＼は議員諸君の審議權を尊重することは当然であります。

○今澄男君 私はかくのごとき重大な内閣の機樞の改正を前にして、議員の審議権は、通産大臣が何と言われようがもとよりわれ／＼にあるのである。

しかしながら一國の商工行政の責任者として、このような重大な段階に立ち至つて、閣議の決定に従つたからというて、通産行政の将来についての抱負なりあるいは見解なりを、中小企業庁に關して大臣がこの席で述べるくらいな決意がなくては、私は全国の中小企業者の危機を救ふことはできないと思ふ。全国の中小企業者が出した税金、全国の中小企業者の國家へのあらゆる貢獻に対して、一體政府は中小企業者に対してどのような予算を計上しておられますか。中小企業協同組合の趣旨徹底、これらの啓蒙宣伝、その他のあらゆる事業は今日の通商産業省がやつておりますが、中小企業庁においてこれができるので、中小企業庁長官はパンフレットを配つてもこれの代金をとる。中小企業庁長官は予算がないからと。全国の商工會議所に依頼して、廻を下げてこれらの啓蒙宣伝を頼んでおる。それほど今日においては弱体である。

る中小企業庁をさらに内局に移しては、全国の中小企業の危機を救うことはできない。日本の中小企業団体は、日中連、全中協、その他十四団体が、

ざいます。その十四団体の中小企業団体は、昨日統一連絡協議会を開いて、全国中小企業者はこの内局移管については実力をもつても闘うという大きな決意を持つて立ち上つております。現在の日本の東洋的な日本経済の特殊事情から見ると、中小企業というものは日本の経済の毛細血管である。この毛細血管である中小企業のあらゆる問題

は、どうしても国家が責任を負うて一切の解決を担当するということでは、金融においても、税制においても、

も、貿易においても労働問題においてもやつて行けない。そこで私は、昨年において約三割の破産倒壊、本年の四月までにはすでにその残りのうちの二割七分の破産倒壊、こういう現状を前にして、野田さんは中小企業庁の内閣移管というようなことを、一つの賞かれたところのイデオロギーだけできめられておるが、これで日本経済のこの現状を救い得るやいなやというこのについては多大の危惧の念を持つのもありますが、いかなることがあつても、中小企業庁の内閣移管は再考する余地はないものであるか。衆議院の通産委員会には参議院の通産委員会とも連絡のとおりまして、われ／＼国会において、もし衆議院が多数でこの修正を容れないならば、参議院においてもこれを修正して、断じて最後まで闘い抜くつもりであります。担当大臣としてこのわれ／＼の修正意見に対して、受容的な態度があるのかどうか、あるいはい

何か便利な方法でもお考えになつておられるか、あくまでも原案を貫かれるか、この点について簡単に御説明を承つておきます。

○野田國務大臣　中小企業の振興は内閣全体が体当りで行かなければならぬといふ問題であると考えております。ただ、中小企業という名前のついた局だけで扱つて行くという考え方は毛頭持つておりません。大蔵省も、農林省も、通産省も、厚生省も、各役所が全部力を尽して中小企業を擁護し、これを振興すべき問題だと考えております。

○今盗賊君 関連質問でありますから、竹山委員の時間がなくなりますので、これで質問を終わりますが、一言申しておきます。中小企業庁の将来のあり方は、おなごり言つるような関連車

の問題が多いのでありますから、これは内閣全体で考えるのだというようなことは、それは野田さんの口から出まかせであらうと思ひます。大蔵関係がその下に據つておりますところの国民金融公庫や、通産関係が共管で據つておりますところの商工中金あるいは相互銀行、さらには信用組合、信用協同組合等のあらゆる金融機関から、物資、資材に至るまで、その広汎な現業というものを中小企業庁の下に従えて、中小企業庁長官は、一応これらで中小企業関係の金融方策、中小企業関係の資材面、中小企業関係のあらゆる部面にわたつて号令が下され、協調して行き得るような機構改革でないことには、断じて中小企業という一つの建前のもとに運営して参ることはできないのであります。私は、一通産省の内局にしておいて、これで全中小業者のあらゆる資金、資材、税制、その他の

などというような、三百代言的な答弁を聞いて断じて満足することはできません。私はこの点非常に不満であり、

私どもは最後まで先づと申しました。うな中小企業庁の拡充、強化並びに將來も中小企業庁の下にそのような現業を置いて、金日本の中小業者のあらゆる問題を解決して行く、というような老え方に皆さん方が立たないならば、重大な社会不安と、大きな内閣をゆすぶるところの攻勢が日本のこの経済事情のもとから必ず起るであらうといふことをここに断言申し上げ、野田さん

の反省を強く要望して私の質問を終ります。

○竹山委員 私も通産大臣に質問をしたいところですがけれども、あともう控を

しておりますし、何つても大体結論はわかつておりますから伺いませんが、私は今関連して野田さんに伺つておきたいのは、どうも先ほどからの議論では、外局をやめて内局にするという積極的な理由というものがどうしても私にはわからない。政治的な必要性の当然あつた外局をやめて、この方がよくなる、この方が行政的にはよりいいんだという理由を重ねてもう一度伺つておきたい。

○野田国務大臣 中小企業庁というのができてから、いろいろと問題があつたのでありますが、中小企業の問題というのは、先ほど申されましたように、人口の八割を占めております。でありますから、政府の仕事の大部分は中小企業を対象としていて、さういなければならぬと思うのです。でありますから、そういう観点で政府ではものを考へている。それから機構の

企業庁の問題は、これは外局にすると何か非常にいいように考えられますが、新しい国家行政組織法の精神においては、外局というものは本省か

るに機構改革の重点があるということ
きましては、外局といふものを外へ外へ
に離れた、われ／＼の方の今とらんと
する政策は、審判的性質を持つていろ
ものだけに限ろう、こういうふうにな
つておるのであります、重要なもの
は内局において取扱つて、大臣、次官
の系統においてがつちりつかんで、全
力をあげ、かつまた他の内局と相連繫
して最大の働きをする、こういうこと

を十分御了承願いたいと思います。

○竹山委員 私には先に結論を申し上げ
ますが、少くともほかの省のことは別
として、いわゆる産業省の中において

性格を分析してみると、通産省の中においても鉄鋼や紡績や大企業について政府は役人をたくさん置く必要はなない。今日すら通産省が紡績業者のために働いておるといふ批判を受けておるほどであつて、あつたつて大した役には立たない、監督行政というものは少くていい。ところが通産省の中における中小企業の問題と農林漁業というものは、全部がいわゆる日本の中産階級であつて、この積極的な産業施策をやらなければならぬ部分というものを、今度の行政機構改革においては一つも區別して考えられていない。これを少しりくつぱく言うならば、大産業の方面については手をつけないで、こういうよく親切に見てやらなければならぬ方面については遠慮会釈なく切つておる。その例を見るならば、大資本の含まれておるところの水産庁は残して、農業及び林業は遠慮会釈なく切つてお

上げますと、農林省設置法案を先般政府が提案されましたときのいきさつを申し上げますと、今度の法案には農政局の中の農業協同組合部を廃止することになっている。また農地局に三部ありまするが、これがなくなることになっている。次長一人置くということになつておりますが、この前国会に出された政府の案は、今度の案とまったく同一のものでございました。ところが当時内閣と農林の連合審査会があり、斎藤隆夫さんが委員長でありましたが、私は強くこれに反対した。どうしても農政局で農業協同組合部を置くべきである、また農地局には三部制を置くべきであるということ強く主張いたしましたものであります。当時最後自由党の代議士会で私の意見が少数意見なりということでも難れました。衆議院は政府案が通過をいたしました。しかしその後参議院に移りました。私が主張したと同じ修正をいたし、これが衆議院に回付され、衆議院におきましても参議院の修正案は理由ありということでもこれに同意をいたしました。これが成立して今日に及んでいます。いきさつがあるものであります。しかるに政府はまた当時と同一であります。国会も参議院は半数改選になりましたが同一である。すなわち国会の意思はつきりしている。農業協同組合部は絶対に必要である。また農地局は三部制を置くべきであるということが国会の意思として厳然として明白になっているのであります。もちろん国会が異なれば、一事不再議ということはありませんけれども政府が同じ法案を違つた国会に出すということはあり得るわけであり得る。たとえば妻の統制撤

廃に関する法案のごときはそういう例でありますけれども、しかしそれは非常に事情が違つた話でありまして、当時ちょうど森幸太郎さんが農林大臣のときでございましたが、そのときと今日とはむしろ農業協同組合の重要性は増加しております。政府は前の国会に農業協同組合再建整備法を提出せられ、国会もこれに全会一致をもつて賛成し、現在着々として農協の再建整備をやつております。すなわち農協の重要性は、日本の農村の基盤を守る農民の組合として、その重要性は質的に増加をしております。また先ほど来各委員のお話もありましたように、政府は食糧増産に對して非常な熱意を示し、本年度の土地改良費の予算を見ましても、昨年から見れば百二十億から一挙に二百十五億に増加するということに、非常に食糧の自給態勢確立のための農地行政は政府も重視している。こういうようにその重要性が増加しているにもかかわらず、また国会がすでに当然こうあるべしという意見を表明しているにもかかわらず、またこのように同じ修正案を今回出されたということは、私は国会の意思を軽視しておられるのじやないかというように思わざるを得ないのであります。かりに本案が衆議院を通じて、おそろしく私は参議院において修正が行われるだろうというふうに予想いたしますが、このいきさつを野田長官は御承知の上でこの法案を出されたものであります。あるいはこの点を御承知いただければお考え直しをいただくことができるかどうか、まずこれをお尋ねいたしたいと思ひます。

○野田國務大臣 今回の行政機構の改革は、平和条約が成立いたしましたして独立いたしました日本といたしまして、また今後の独立日本の発展という点から行きまして、それにふさわしい行政機構をつくらうという観点から考えられたものであります。それは前から繰返し申し上げたことですから御了承願ひます。

○平野委員 どうもただいまの御答弁では納得いたしかねます。お尋ねをいたしたいことは各般にわかれております。次にこれは基本的な問題であります。今度の改正案では多数の外局が内局になつております。そこで外局がはたして適當であるか内局がどうかという議論になるわけでありまして、けれども、これは先般来各委員から種々議論がありまして、私は最も具体的に林野庁の問題を例にしてお尋ねを申してみたいと思ひます。先ほど来の野田長官のお答えによりますと、外局を内局にするのは決してそれを輕視するのではない、むしろ重視するのだ。すなわち林野行政というものは非常に重大である、重大であるからむしろこれを外局から内局にして、そうして大臣と直結をして大いにやるのだというお話なのでありますけれども、先般農林省設置法において、当時の森農林大臣は、林野庁は非常に重要である、重要であるがゆゑにこれを外局にするのだということを言明しておられるのであります。これは速記録にもはつきり載つておると思ひます。農林大臣はかわりましたけれども、吉田内閣はその性格を少しもかえておりません。総理大臣も同一の人でやつておられる。このまづ同一の政府が、この前は外局というものはその重要性

を認めるがゆゑにこれを外局にするのだと国会に對して説明をせられて、今度は、重要視するがゆゑに内局にするのだと言ふことは、まづたく答弁が食い違つておるので私はいかにも了解しがたい。またこれはたいへん具體的のことを申し上げようですけれども、林野庁がいわゆる山林局から外局になるときに、当時野田さんは大蔵次官をしておられて、非常にこれに御協力をいただいたのであります。すなわち、林野庁というものは、かつては北海道の国有林は内務省、御料林は宮内省といたうように三省にわかれておりました。これを林政統一をするということによつて非常に大なる機構になつた。また国有林事業は一般會計でやつておりましたが、これは特別會計になるというふうなことで林野庁というものはできたのであります。当時あなたは大蔵次官をしておられて、いわゆる農林省から大蔵省の同意を得なければならぬということ種々折衝せられまして、当時あなたが非常に深い御理解を持つて、実に林野行政は重要である、ぜひこれを外局にすべきだということ非常に骨折りをいただいたことは、林野庁関係の者は非常に感謝をしておるのであります。しかるに今にやつて、今度は重要性を認めるがゆゑにむしろこれを内局にすべきであるという見解は、あなたの御心境が変化になつたものであるかどうか。非常に理解したいように思ひます。農林省が、その点をひとつお尋ねいたしたいと思ひます。

○野田國務大臣 外局の数がだん／＼ふえて参つたのであります。最近における行政機構並びに国家行政組織法を認めるがゆゑにこれを外局にするのだと国会に對して説明をせられて、今度は、重要視するがゆゑに内局にするのだと言ふことは、まづたく答弁が食い違つておるので私はいかにも了解しがたい。またこれはたいへん具體的のことを申し上げようですけれども、林野庁がいわゆる山林局から外局になるときに、当時野田さんは大蔵次官をしておられて、非常にこれに御協力をいただいたのであります。すなわち、林野庁というものは、かつては北海道の国有林は内務省、御料林は宮内省といたうように三省にわかれておりました。これを林政統一をするということによつて非常に大なる機構になつた。また国有林事業は一般會計でやつておりましたが、これは特別會計になるというふうなことで林野庁というものはできたのであります。当時あなたは大蔵次官をしておられて、いわゆる農林省から大蔵省の同意を得なければならぬということ種々折衝せられまして、当時あなたが非常に深い御理解を持つて、実に林野行政は重要である、ぜひこれを外局にすべきだということ非常に骨折りをいただいたことは、林野庁関係の者は非常に感謝をしておるのであります。しかるに今にやつて、今度は重要性を認めるがゆゑにむしろこれを内局にすべきであるという見解は、あなたの御心境が変化になつたものであるかどうか。非常に理解したいように思ひます。農林省が、その点をひとつお尋ねいたしたいと思ひます。

○平野委員 ただいまの御見解はどうも少しおかしいのではないかと。おそろしく全日本の国民が——政府以外からは、外局を内局にすれば、やはり、幾らかその仕事を輕視するのだというふうな思ひが當然であると思ひます。林業関係のすべての団体から国会に對して陳情請願が参つておりますけれども、いずれも口をそろえまして、林野庁を内局にすることは林政を輕視するものである、ゆゑに反對であるということを訴えて来ておるのであります。おそろしくこれはだれも同じ気持ちであつて、野田さんも心の底では御同感だと思ひます。すなわち、こういう法案を出される以上はやはりそういう言わなければならぬので、さう言われるのだらうと思ひますが、さういふことになれば非常に矛盾が起つて来るのであります。すなわち、非常に重要であり、大臣と直結するために内局にするということになると、今まで外局であつたときには、大臣から遊離しておつた、むしろ輕視されておつたということになる。今回水産庁は外局と

して残るわけですが、重要視するから内局にするのだということになれば、水産の方は大したことはないから外局に置いておく、林野の方は重要であるから内局にしよう、どうしやるのだということになり、どう考えてもこれはおかしいと思えますけれども、この点でも一度念を押しておきたいことは、前の農林省設置法を政府が提出せられたときに、森農林大臣は、林野行政は非常に重大であるから外局にするのだということをお国会において御答弁なさった。ところがあなたの御答弁はそれとまったく違ふわけでありまして、政府の御意見が変化をしたというふうに解釈していいのでありますかどうか。

○野田國務大臣 もの考え方、時の移りや制度の変化等に伴つてかなりいろいろにかわつて来ると思ひます。重要視するかどうか、あるいは離して独立的にさせることにするか、あるいは内部に取入れて、大臣、次官の系統で力を入れて行くか、行政組織に關する考え方の移りかわりによつても異なつて来ると考えます。だから今度は国家行政組織法というものの観念がはつきりして来て、省として中心的な重要なものが内局であるということがだんだんわかつて来れば、内局としてうちに置いた方が中心で、外に出された方がそうでないというようにとられるようなことになるわけでありまして、時の移りともにももの考え方や見方もいろいろにかわつて来ると思ひます。こういう点も十分御了承願ひたいと思ひます。

○平野委員 その点はどうも見解が違ふようであります。その次に、私は、

どこまでも与党として、人員の整理、行政の簡素化、並びに経費の節減といふことについては全面的に賛成するのではありません。しかしながらこの改正法案は、先ほど長官からも御答弁のありましたように、人員が三千五百名減りますけれども、これは特別調査行ないば経済調査庁の關係で、人員整理にはほとんど關係がない。農林省だけを見ましても、わずか部長が五人だけ減るといふことでありますから人員に何の關係もない。従つて経費にも何の關係もない。すなわち、この行政機構の改革によつて能率が上るといふだけのことであります。私は、こういうふうにかえることによつて能率が上るといふ具體的な根拠を了解するにはなほだ苦しいものでございします。むしろ反対に、こういう改革をやることはかえつて能率を阻害するのじやないかというふうに思われるわけでありまして、けれども、この改正案によつて能率がよくなるというこの具體的な根拠をお尋ね申し上げる次第であります。

○野田國務大臣 今回の行政機構の改革は、全体から申しましても部局の数が半減をするというふうなことになるにましても、それだけ同じ仕事を進めるにまつて相談する部局も数が減つて参ります。事務が簡捷されることは当然であると思つております。たとえば一つの局に一人としても、局が五つ減れば五人、十減れば十人減るわけですから、すべてが簡素化されて参ります。従つて仕事の運びが必ず円滑にかつ迅速になるだらうと思つております。これは今回の行政機構の改革を實行してみましたならば、必ずその面が出て来るのではないかと。いろいろ

部局をたくさんつくつて縦横複雑にすればするほど、書類もよけいになり、判もよけいになり、民間の人も煩雜になるのではないかと、こういうふうに見ておる次第であります。

○平野委員 次に、先ほど質疑応答がありました。野田さんのように頭がよくありませんのでどうも私わかりません。監の問題であります。この改正案にいろいろ監があるわけでありまして、今回監を設けられたのは行政組織法で内局に部を置くことができないためにやむなく部長のかわりに監を置かれた。従つて部長と監というものは同じものであると解釈しておつたわけでありまして、先ほどの御答弁によりますと、部長と監とは性格が違ふんだということでありまして、違ふということがどうもよくわかりません。ひとつわかるようにお教えいただきたいのであります。先ほどの御答弁によれば、部長というものは課長をいつかり掌握してまゐるがえにしてやつて行く。監というものは、つまりそのことに専門でやつて行く。特にそんなりとやつて行くというふうなお言葉がありましたけれども、私はそういう制度を置くことはかえつてすんなりしなくなるのではないかと。具體的に申しますと、畜産局に競馬部がありました。これは競馬監になるわけでありまして、そこでお尋ねするのは、今までの競馬部長というものは競馬部を掌握して、畜産局長に直結しておつたわけでありまして、今度で競馬監というものは、先ほどの御答弁によれば競馬部にある課長を指揮監督しないで、何か畜産局長と競馬部

の課長との間にあつて局長を補佐するといふようなことをやるのであるが、その点はどうも私は監が幾つでもできて来まして、だら／＼とだら／＼のようになつておそれがあるのではないかと非常に憂慮するのであります。その監といふものの権限の区分はどういうふうになつておられますか。

○野田國務大臣 この点先ほど一応御説明申し上げたのであります。部長となれば、部に属する課長の所屬の全部に対する責任者であります。あるいは厚生の問題であります。労働問題であります。予算の問題から庶務に属することまで全部見なければならぬ。なお局なら局、部なら部の本来の仕事は全部やらなければならぬ。

私の方の考えました監といふのは、そういうことは第二義的に考えまして、その今まで部でやつておりました仕事のほんとうの真髓と申しますか、統計調査といふことが真髓であれば、統計調査に専念する。そのことについてはもうあくまで責任をとり、あくまで人を指揮します。しかしその他のいろいろな世間的な事務につきましても、参考意見を述べたり相談したりはしますが、プロパーな仕事としていふに持つて行く。私実際知つていますが、ある省の統計調査局長をやつていた人があります。大学の教授をひつぱつて来たのですが、統計調査に關しては日本的な權威であります。ところが人事の問題、予算の問題になるとからきしだめなんです。こういう人は統計調査監として真髓の腕を十分に振舞せる。他の事務的なものは主として課長がやりましよう。課長が局長なら

局長と連絡し、かつその人と相談しながらやる、こういうふうにした方が行政機構としては十分効果が上げられるのではないかと考えております。

○平野委員 どうも今の御説明ではつきりわかりませんが、そうしますと監といふものの権限は、たとえば競馬監ならば純粹の競馬の事務だけは課長を指揮監督するといふことで、純粹の競馬事務以外のことは監督しないといふ意味において畜産局長を補佐するといふことになるのであつて、従来の部長よりも権限が縮小することになるやうなお話ですけれども、そういうふうになるのかどうか。

○野田國務大臣 多少直接の責任の範囲は狭くなるかと思ひますが、しかしそれだけ特殊なことについては深みを増す、こういう考え方を持つております。

○平野委員 どうもまだわかりませんが、時間がありませんので、次に次長の性格についてお尋ねを申し上げます。と思ひます。原案によりますと農林経済局が一人、農地局が一人、食糧と林野はそれ／＼二人ということになつておりますが、次長の数を局によつて違へられたのは何か根拠がありますか。

○野田國務大臣 外局ではたしかそれぞれ局で三部持つておつたのを、縮小して三部といふものがなくなりまして内局になつたという場合に――私は次長という制度は恒久的な制度とは考へておらない。將來は局の仕事はやはり課長でもつてやるべきだ、しかしながら今まで部長といふものがあつて現実に仕事をして来た。この部長がなくなつたときに、すぐに課長と局長とい

うことも實際問題として移りかわりがスムーズに行かぬ場合もあるだろう。そのギヤップを埋めるために局長の補佐官として次長を設けた。それにつきましては、食糧庁それから林野局は二人の程度でいいのではないか。その他のところは、今まで内局でやつて来たところにつきましては、今までそういうやり方で實際やつて来たと思ひます。従つて内局になれておりますから、これについてはそれにふさわしい次長、こういうことにいたしましたわけでありませう。

○平野委員 今の御答弁ですと、次長というものは行く／＼は廃止する、暫定的措置としてとりあえず次長を置いておくという非常に重大な御言明でありまして、よく承つておきますが、それは別として、私は農林省の各局の次長の数を局によつて二人とか一人とか減らすことについては、それ／＼局の事情を研究した上でおきめにならなければならぬと思ふ。次長を減らすという原則をおきめになることはよろしいが、次長をある局は一人、ある局は二人とするところについては、当然農林大臣の意見を徴して、そういうことはその省の責任者の意見に基いてやるといふことが正当であると思ひますけれども、農林大臣に聞いても一向にその点農林省に御相談がなかつたように聞いておるのですが、その点はほんとうにあつたのかどうか。これはひとつ野原政務次官にお尋ねしたいと思ひます。

○野原政府委員 この行政機構改革の大きな問題は、すべて閣議できまつたのであります。私は直接閣議には参画いたしておりませぬし、よく事情がわ

かりませぬ。ただ農林省の案といたしましては、最後まで要望は強いたしておいたのであります。その要望には、内局になつた場合においても、現在の段階において事業分量その他から見ましても三部長が必要であると考えましたので、たとえば林野庁には三部というふうな線に農林省側でも要望して出しておつたのであります。最後の閣議の決定が二部になつたというその経緯につきましては、私詳細は存じておりませぬ。

○平野委員 次長が一人の場合は局長を補佐するということが筋は通ります。二人ということになりますと、やはりそれ／＼事務の分掌をするということが起つて来るのではないか。その点……

○野田國務大臣 私は二人あつた場合には、原則として分掌してやることになるだらうと思ひます。

○平野委員 分掌してやるということになりますと、たとえば林野庁について申しますと、どういふふうに分掌するかという非常に複雑な問題が起つて参ります。すなわち現在はいわゆる林政一般を林政部長でやつておられますし、それから造林とか治山とか林道、施業計画あるいは研究普及というふうな、技術的な民有林に対する指導を指導部長がやり、またあの歴大な国有林の事業全体を業務部長というものがやつておつた。そうして三部になつておるわけでありまして、この三部を二人の次長でわけてやるという場合にはどういふふうに分掌するのか。私は実はこれは分掌が困難と思ひますが、特にこの方の権威である、また責任者である野原政府委員にひとつうまくやれる

かどうか、やる場合にはどういふふうに分掌をされるか、承つておきたい。○野田國務大臣 ちよつと私の言葉に誤解があるといけませんので……分掌という場合にはいろいろ／＼なやり方があります。現在でも各省でも次長というものがあつたのですが、その場合に局の仕事全体がこれだけある。全部を二つにわけてやる場合と、それからある場合には、その仕事の一部は局長直轄でやつて、ある部分だけを次長にやらせる、また半分ずつをやらせるというふうな、いろいろ／＼なヴァリエイティが豊富だということを申し上げておきます。

○野原政府委員 御承知のごとく林野行政は非常に事業分量も膨大であります。またきわめて大きな予算を持ち、また特別会計の仕事をしておる。その事業の性格からいまして、今まで林政、業務、指導という三部でやつておつたのであります。なおそれに加ふるに労務管理の面におきまして、公共企業体等の法律案が近きまになりますと、それに対する新しい職員労務厚生関係の業務もふえて来ます。これらを考えますときに、次長二名というものになりました場合にどういふふうな分担にしてこれを円滑にやるかという点に對しましては、これは非常に苦心しなければならぬと考えておるわけでありませう。従来のように三部制の当時と比べて、はたしてうまくやれるかどうか、これは非常にその点を心配しておるわけでありませう。一旦きまりました以上は、われ／＼次長二名で適当に配分して仕事の分担をきめまして仕事をやらなければならぬというふうに考えておりますけれども、理想の

点を考えてならば、従来の制度は非常にすつきりした制度でなかつたかといふふうに考えております。○八木委員 平野君、ちよつと申しますが、大分長くなつたので、答弁に呼び出した人の都合もありますから……

○平野委員 もう二点だけ……○八木委員 時間は別に制限しないのだが、答弁者の都合もありますから……

○平野委員 これは個人のことで恐れ入りますが、野田長官は私の同郷の先輩なので、非常にこの法案のために一生懸命にやつておるについては、私は個人として忍びないものがありますけれども、私としては遺憾ながらどうもこの法案は行政機構の能率向上には役に立たないといふふうに考えざるを得ないのであります。さらにもう一点野原政務次官に伺いたいことは、今回労働法の改正によつて、十二万に及ぶところの林野庁関係の職員がいわゆる団体交渉権を持つことと、そのうした事務が非常にふえて来る。従つて林野行政を円滑にやるためには、むしろ私はこの際林野庁に新たに特別の部門を設置してやるべきじやないかといふくらいにまで考えられるのであります。今、御答弁によれば、次長が二人になつたのではやりようがないといふふうなふうに聞きとれたのであります。こうした新しい法律改正によるところの情勢が起つて来れば、一層そういう点があるのじやないかといふふうに思ひますが、重ねてこの点を承つて、なお最後に、私はお尋ねしたいことは多々まだ残つておりますので、この際今の御答弁を承ると同時に

に、政府に対して資料を要求して、私の質問を留保した上で本日のところではこれを打ち切ることにしたいと思ひます。資料の要求はまず第一に、労働法の改正によつて、国家公務員の中で新たにこの公共企業体労働関係法の適用を受けるところの公務員の数、並びにこれらの諸君の今後団体交渉権を行使するためにいろいろ／＼起るところの準備の関係。第二には、かつて内局から外局に移りました当時の事情、特に当時の予算並びに定員の関係、これは中小企業庁、林野庁、食糧庁、水産庁、これにわけて御提出をいただきたい。第三に農業改良局と農事試験場その他研究所との連絡方法の現状。第四に農林統計資料の各省においてこれを利用せられるところの範囲。それからさらに第五点は、外局と内局との事務上の相違、これを詳細にひとつ本委員会に提出を要求いたします。

○野原政府委員 労働法の改正によりまして、公共企業体として新たに国有林業労働者及び職員が全体で約十二万名が新しい労務管理の対象になるわけですから、今までは労務厚生施設として労務厚生課があつたのであります。もとより公共企業体というふうな扱いになつたのでありますから、その新しい事態に即応いたしまして、当然林業行政に對しまして、相当の体制をもつて適切な労務管理を行わなければならぬわけでありませう。従つて約十二万名からの公共企業体の労務管理、団体交渉といふような仕事を考えますと、これは相当大きな仕事であります。少くも一つの部ではなか／＼骨が折れるくらいは事業になるわけでありませう。これは公共企業体等になりました場合に

おいては、あらためて検討いたしました。この体制を整備したいというふうな考へてゐるのであります。でき得べくんば職員部というふうな形の一部を創設する必要が起つて来るのではないかと、このように考へております。

○八木委員長 松本君。

○松本(善)委員 私は保安庁に關し、す質疑をいたさんとするものであります。野田長官からの説明につきましましては、一応聞いておきますがゆゑに、大橋國務大臣に対して質問をいたさんとするものであります。

まず第一点といたしましては、保安庁が設置されます前提に立つて、今後におきます統帥権という問題に対して、政府はいかなる考へ方をもつて具體的に臨まんとするか。政府の所見をただしたいのであります。

○大橋國務大臣 保安庁におきましては、現在の警察予備隊並びに海上警備隊を管轄下に置きまして、これを管理、運営して行くのが、その主たる任務となつて来るのでございます。これらはいずれも軍隊ではございせんが、部隊組織を持つておりますから、これに対する指揮、統帥ということには当然あり得るわけでございます。この統帥というものにつきましては、旧憲法のもとにおきまして、軍の統帥として、独立の機関によつて独立に行われておつたということは、御承知の通りでございます。これはいわゆる軍に對する統帥の獨立ということに相なつておつたのでございますが、現在の日本國憲法のもとにおきましては、一切の行政については、内閣が連帶して國會に對して責任を負う、こういうこと

に相なつておるのであります。従いまして警察予備隊、海上警備隊の活動に對する指揮、統帥ということも、また行政の範圍に屬する事項でございまして、當然内閣の責任において、國會に對して責任を負うという、一般の行政と同じやり方でなされなければならぬのであります。かような制度のもとにおきましては、もはや旧憲法的の意味におきまして統帥の獨立ということとは、あり得ないことと考へておるのでございます。従いまして、保安庁の機構におきましては、警察予備隊並びに海上保安隊の後身であります保安隊並びに警備隊に對しては、保安庁長官が完全なる指揮、命令を持つ、こういう形であり得ます。この指揮、命令につきましては、さらに監督官庁として内閣總理大臣が各大臣と連帶して國會に對して責任を負う、こういう行き方でございます。従いまして、警備隊及び保安隊のすべての行動は、この保安庁において規律いたします。また國會において當然審査の対象となるものでございます。そういう意味におきまして、統帥の獨立ということとは、もはやあり得ない。なおこれに關連いたしまして、従来旧憲法下におきまして軍政、軍令という區別がせられまして、軍政というのは、軍を管理して行くところの行政活動であります。軍令というのは軍の行動を指揮、統帥する、いわゆる統帥権の作用に基くもの、軍令と稱しており、行政権の作用に基くものを軍政と稱しておる。そうして軍政については、政府は責任を議會に對して負う。軍令については、軍令機關が天皇に直轄して獨立に運営する、こういう考へ方をいたしておつた

のでございますが、先ほど申しましたごとく、現憲法のもとにおきましては、かような意味における軍政、軍令の區別ということとは、いかなる意味におきまして、もはややういふ區別は許されぬ。こういうふうな政府といふことは考へておるのでございます。いわば完全に主權者たる國民の掌握下に保安隊、警備隊が存在する、こういうふうな考へております。

○松本(善)委員 さらば第二点として、私は保安庁設置案件について、陸上を代表する、すなわち予備隊、これの專門的なるところの參謀關係に屬する幕僚長と、警備隊におきまして海上部門を代表するところの、專門的なるところの、參謀的な役割をする幕僚長、かような二つの專門的なるところの考へ方から施行されるであろう、かように私は考へておつたのであります。が、その経緯について、簡単に御説明を承りたいと思ひます。

○大橋國務大臣 御質問の要旨は、保安庁の機構におきまして、第一幕僚長と第二幕僚長と二つ設けてございまして、これがはたして二ついるかどうか、一つで間に合わないかという御趣旨かと存じます。立案の経過におきまして、第一幕僚長、第二幕僚長の二つを設けず、むしろ保安隊、警備隊を一人の幕僚長のもとに統轄する方が、海陸両部隊の一元運用の上からいつてむしろ便宜ではないか、こういうふうな考へ方もあつたのであります。しかしながら、最終的に第一幕僚部、第二幕僚部と並立せしめるに至りました理由は、そも／＼幕僚部の任務というものは、これは第一に專門的な立場なのは、これは第一に專門的な立場なから、專門的知識、專門的經驗を基礎に

いたしまして、部隊の運営について長官に助言する機關でございまして、かような点から考へますと、幕僚部の構成は、部隊の運用について専門的な立場にあるような、そういう構成の仕方をする必要があると思つたのでございます。しかして今日の実情を考へてみますと、部隊は海上にもあり、陸上にもあるのでございまして、これらの海上、陸上の部隊というものは、いずれも非常に違つております。ひとしく国内治安を目的とするものでございまして、しかしその裝備において、組織において、また運動の方面において、あらゆる点において非常なる違いがございしますので、一人がよくこの双方について、専門家としての知識、經驗を兼ね備へるというやうなことは、とうてい現実にはあり得ないという実情であるわけでございます。従いまして、専門家であることが必要であるところの幕僚長といふものに、海陸双方を一人に兼ね備へさせるというところは、ひつきやう海の部隊についての専門家でありますならば、陸の部隊については専門家たる資格を失う。陸の部隊についての専門家を失つてすれば、海の部隊についての専門家の資格を失う。こういう見地から、双方について専門的な意見を長官が助言、勧告を受けるということとを可能にいたしましたためには、海の部隊については陸の専門家に幕僚長となつてもらうという以外に道がない、こう存じたわけでございます。従いまして、煩雜なようではございますが、別個に幕僚長を設けることによつて、それぞれの専門家の専門的な意見といふもの

が、長官に助言、勧告されることを可能にするやうな形をとることにいたしましたわけでございます。もとより海陸双方の部隊について、別個の助言、勧告機關を設けます以上は、これらの二つの専門家の意見が、時として對立をするといふことも十分にあり得ることと存じます。が、しかしながらこれはこの兩者を統合いたしております長官が統裁をいたしますことによつて、おのずから一元的な方針というものを打出すことは可能でございまして、で、双方幕僚長を別個にすることによる對立の弊害は、上層部の機構においてこれを解決するといふ方法に期待をいたしたわけでございます。

○松本(善)委員 次に第三点といたしましては、隊員の人事の面でございますが、従来採用しておりますところの隊員と、それから新たに士官学校なり兵学校を出られた方の方の採用についてであります。この点については區別をしておるかどうか、この点であります。あるいは區別してないかどうか。

○大橋國務大臣 警察予備隊創設の際に、一部の意見といたしまして、むしろ警察予備隊の裝備、部隊組織、こういう点に着眼いたしまして、できるだけすみやかに能率的な部隊を完成いたしますためには、むしろ旧軍人を幹部として採用することが適當ではないか、こういう意見もあつたのでございまして、が、何分當時まだ旧軍人の諸君を採用することは法制上不可能であつたのでございます。幸いに昨年の夏ごろから、ぼつ／＼陸海軍の一部の解除が行われましたので、相當予備隊に

したのは、当委員会の御審議の過程におきまして、一部の委員の間におかれまして修正の議があるやに承つております。その点は保安庁の局長、課長等の制服を着ない職員の幹部には現在提案いたしてあります規定では、旧陸海軍將校あるいは保安官、警備官の幹部はこれに就任することはできない、こう書いてあるわけでございます。しかしながら今日旧軍人の諸君がすでに追放も解除せられてまして、あらゆる社会的活動の面において一般の国民と同様の資格を与えられておるわけでございますから、この際においてかような法制の上において差別的な待遇を与えるがごとき観を呈する字句を存置することは、かえつて国内に無用の相剋摩擦を招来するゆえんではなからうか、こういうふうな理由からこの字句を削除してはどうだろうかという御意向もあるがように聞いております。この点につきまして、いろいろ閣内で話し合いました結果、旧軍人を保安庁の局長、課長等の幹部に任用することは必ずしも適当ではない、むしろ任用しないという考え方が正しいかもしれないが、しかしそれは将来の実行においてさようにすればよろしいのはいないか、これを必ずしも法制上禁止する必要はないではないか、すなわち違法な任命としてこれを制限する必要はなからう、こういう趣旨につきまして、国内の無用の相剋摩擦を惹起するようなおそれ等も十分考慮の価値ありと認めまして、さような修正の御意向が現実には委員会において取上げられた場合においては、政府といったしましても、これに対して反対の意見を持つものではないというこ

とを閣内において確認をいたした次第でございます。

○松本(善)委員 以上で終わります。

○八木委員長 本日の質疑通告者は一応全部終了しました。本日はこの程度にいたし、次会は明二十四日午前十一時より開会いたします。議案は公報をもつてお知らせいたしますが、今日までの審議過程において格別問題のなかつたと思われ、議案十数件につきまして、討論採決を行いたいと存じます。本日はこれをもつて散会いたします。

午後五時五十七分散会

第十三回国会衆議院内閣委員會議録第十九号中正誤		頁	段	行	誤	正
三	二	三	三	三	貿易等に関する	貿易に係る
二	一	二	一	二	物価統制令の一部改正	物価統制令の一部を改正する勅令の一部改正
三	四	四	四	四	農業臨時	農業臨時
六	六	六	六	六	農業臨時	農業臨時
二	二	二	二	二	昭和二十三年	昭和二十二年
四	四	四	四	四	「選挙分会	「選挙分会
元	元	元	元	元	欠員の場合の通知	欠員の場合の議長の通知
二	二	二	二	二	選挙委員	選挙管理委員
三	三	三	三	三	第二百四十四条	第二百四十四条
四	四	四	四	四	職員は忠実	職員は、忠実
六	六	六	六	六	法律第八号	法律第九号
元	元	元	元	元	法律第九号	法律第九号
二	二	二	二	二	政令で、	政令として
三	三	三	三	三	場合は、	場合は、
五	五	五	五	五	準備	準備
六	六	六	六	六	三三三	四四四
三	三	三	三	三	松本市	松山市
五	五	五	五	五	第五十二号	第五十三号
三	三	三	三	三	航空標識	航空標識
三	三	三	三	三	この	その
三	三	三	三	三	設置	設備
三	三	三	三	三	ソノ	其ノ
五	五	五	五	五	職業安定	職業の安定
三	三	三	三	三	一行目に行頭三字目より次の一項を加うべきの誤	「第一条第二項中「人事院」を「国家人事委員会」に改める
四	四	四	四	四	第三項	第四項
二	二	二	二	二	北海道矯正	北海道矯正
五	五	五	五	五	保護研究所	保護研究所
三	三	三	三	三	各項中、	各項中
四	四	四	四	四	三	二
五	五	五	五	五	一行は二行に続くべきの誤	一行は二行に続くべきの誤
二	二	二	二	二	刑法(明治	刑法
一	一	一	一	一	四十年法律	刑法
五	五	五	五	五	第四十五	刑法
元	元	元	元	元	法務省 務	法務事務次
二	二	二	二	二	次官	官
二	二	二	二	二	「第三十八條第二項及び	「第三十八條第二項及び
二	二	二	二	二	「第四十七條」は削るべき	「第四十七條」は削るべき
二	二	二	二	二	ハの誤	ハの誤
二	二	二	二	二	次行の次に行頭三字目として	次のように加えるべきの誤
二	二	二	二	二	第三十七條第一項中「国	第三十七條第一項中「国
二	二	二	二	二	税庁」を削る。	税庁」を削る。
二	二	二	二	二	第三十八條第二項及び第	第三十八條第二項及び第
二	二	二	二	二	四十七條中「国税庁長官」	四十七條中「国税庁長官」
二	二	二	二	二	を「大蔵大臣」に改める。	を「大蔵大臣」に改める。
二	二	二	二	二	に「第二十	に「第二十
二	二	二	二	二	五條」を「第	五條」を「第
二	二	二	二	二	二十五條の	二十五條の
二	二	二	二	二	三」に改め	三」に改め
二	二	二	二	二	頁	頁
二	二	二	二	二	段	段
二	二	二	二	二	行	行
二	二	二	二	二	誤	正
二	二	二	二	二	海上公安局	海上公安局
二	二	二	二	二	に海上公安	に海上公安
二	二	二	二	二	官	官